

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 3 月 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成30年3月6日

| | |
|-------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第1号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第6号 岩出市税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第7号 岩出市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第8号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第9号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第17号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第18号 岩出市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第19号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第22 | 議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第23 | 議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第24 | 議案第23号 | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第25 | 議案第24号 | 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第26 | 議案第25号 | 市道路線の認定について |
| 日程第27 | 議案第26号 | 平成30年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第28 | 議案第27号 | 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第28号 | 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第29号 | 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第31 | 議案第30号 | 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第32 | 議案第31号 | 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第33 | 議案第32号 | 平成30年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第34 | 発議第1号 | 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について |
| 日程第35 | 発議第2号 | 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議に、上野耕志議員は病気のため欠席の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 1 号から議案第 25 号及び議案 27 号から議案第 32 号までの議案 31 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 26 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。発議第 1 号及び発議第 2 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○吉本議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 2 件であります。

次に、受理した請願第 1 号 核兵器禁止条約に日本が署名、批准することを求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり総務建設常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について～

日程第 26 議案第 25 号 市道路線の認定指定について

○吉本議長 日程第 2 議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正についての件から日程第 26 議案第 25 号 市道路線の認定の件までの議案 25 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間 40 分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第3号についてお願いします。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

質疑通告に基づいて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものとの関係する部分をお聞きしたいと思います。この点では2点お聞きします。

この条例においては、生活支援コーディネーターの勤務日数、これを12日から15日にするんだというような条例であります。なぜ、今回、この勤務日数を15日とするのかとするこの理由、これをまずお聞きします。

それと、このコーディネーターさんの仕事というのが、人材づくりを岩出市としては行っているという形でお聞きをしました。こういう点では、コーディネーターさんの人脈づくりという点においては、岩出市としての将来的な部分においては、勤務体制なんかについては、将来的な部分も含めて、どういうふうにあるべきだということに見ているのかという点、この2点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の生活支援コーディネーターの勤務日数を12日から15日にした理由につきましては、生活支援コーディネーターは、平成29年6月から配置したところですが、実際に業務を進めていく中、当初見込んでいたより業務量がふえてきたことにより、勤務日数をふやすものです。

2点目の人脈づくりという視点から、市としての将来的な勤務体制のあり方につきましては、まだ事業として始まったばかりですが、現在の状況に対応するべく月12日から15日に見直しを行ったところです。今後につきましては、実施状況を見ながら検討していく考えです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、事業量がふえてきたんだと、そういう説明でした。この点では、現在の勤務の状況というのは、平日ということなのか、土日も含めた対応というのものあるのかどうかという点もお聞きしたいと思います。

それと、実際には、このコーディネーターさんの仕事というのは、人脈づくりを進めていくという上においては、土曜とか日曜日、こういうところでいろんな事業というんですか、地域の皆さんが介護なんかを行っていくというようなことなんか

も多々あると思うんです。そういう点では、岩出市として、こういう土日対応の問題とか、また、現在1人ということをお聞きしたんですが、コーディネーターさん自身の事業を進めていくという部分の中での悩みとか、そういう部分も含めて、将来的には、人員、これなんかも今の1人体制から2人体制、3人体制というような形で、人員増というようなことなんかは市としてはどのように見ているのか、この点、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 コーディネーターの業務につきましては、人脈づくりということとを土台に、地域において高齢者支援や介護予防の取り組み等の自主的な活動をしている方との関係構築やそれぞれが連携を図っていくための体系づくりを進めているところです。

土日の事業の対応につきましては、基本的には、月曜日から金曜日の勤務ですが、土日、祝日に対応する必要がある場合は、勤務日の振りかえにより対応可能としております。

また、今後の考え方につきましては、生活支援体制整備事業につきましては、コーディネーター1人で業務を進めているのではなく、担当職員と共同で業務を行っております。その上で、事業実施状況を見ながら、今後の体制については検討していく考えです。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この議案第5号についても、2点お聞きしたいと思います。

臨時的任用職員さんの給料、これについてかかわるものなんですが、現在、この臨時的任用職員、この方で担任ですね、担任業務についておられる方というのは何人なんでしょうか。

また、本来、担任業務という部分については、やはりある種、責任というのがありますからね。そういう点においては、本来、正規の職員として採用して、そして、業務を行っていくということが、私は基本だと思うんですが、この点については、正規職員としての担任業務という部分に関する点でお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、臨時的任用職員で担任業務についている人数は、現在6名です。

2点目、担任は正職員が受け持つ必要があるのではないかにつきましては、臨時職員とはいえ、保育士資格を有する専門職員であり、保育士業務である担任を受け持つことに何ら問題はないと考えますが、複数クラスを同じ教室で保育する1・2歳児を受け持つていただくことで、正規職員の指導を受けやすい体制、また、そのほか年次主任や副主任、主任、所長と、保育内容や業務について複数のチェックや判断、指導を行うなど、フォロー体制を整えているところです。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この担任業務、いろんなことをされていると思うんです。私ごとなんですが、たまたま、今、私の娘が根来の保育所、このところに保育所研修というものをこの間、2週間させていただきました。その中では、担任の方がその研修に来た、そういう実習生に対して、細かい点までいろんな形で指導なんかもされているんですね。

だから、やっぱりこういう点でいうと、子供の成長の過程、また親との関係、そして、子供の日常的ないろんな見守りというんですか、そういう点でいうと、担任の方というのは、指導も含めてそうなんです、子供たちに対して本当に温かい、そういう目で見ているんだなというのを改めて、岩出の保育所の職員さんのすごさというのを改めて、私感じたんですが、そういう点でいうと、この担任業務、岩出市では臨時という形で対応されているんですが、正規という部分で、採用されない、採用していないという、この理由はどういうところから正規の職員という形でなく、臨時的職員という形で対応されているのか、この点だけ、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員の再質疑にお答えします。

保育士の正規職員採用につきましては、年次計画的に採用を行っているところです。正規職員採用に当たりましては、臨時的任用職員にも受験案内を送っており、臨時的任用職員から正規職員として採用された保育士もいるところです。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第10号、この条例については、今度、広域化される国民健康保険事業、これに関するものなのですが、ここでは3点お聞きしたいと思います。

1点目は、国民健康保険事業納付金、この額によって国保算定というのが大きく変わってくると思うんですが、岩出市としての将来的な推移額、この点についての見通しというようなものなんかは、市としてどのように考えておられるのかという点をまず1点お聞きしたいと思います。

それと、今回、条例の中には省略されているんですが、現行の条例の中においても、第6条で、この条例で定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は市長が別に定めると書かれている規定もあるんですが、岩出市として、市長が別に定めている事項というのはどういう中身のものなのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、3点目に、2点目で指摘をした市長が別に定めると書かれている、こういう文書については、公文書扱いという形なのかどうかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の国民健康保険事業費納付金の将来的な推移額の見通しはについてでございますが、平成30年度からの広域化に当たり、この1月に県から納付金が示されたばかりであり、これから始まる段階で、将来的な推移額の見通しについては、現時点でお答えするのは困難であります。

なお、納付金は被保険者数、医療費、所得水準等により決定されるため、今後の納付金額は、これらの状況により増減等とするものと考えております。

続いて、2点目、市長が別に定めている事項とはどういう中身なのかと、3点目、別に定めている事項は公文書扱いなのかについてですが、あわせてお答えいたします。

別に定めている事項とは、規則、告示あるいは訓令などを指しておりますが、基

金条例に関するこれらの規則等は、今のところ必要性がなく定めておりません。また、別に定めている事項は、規則等を指しているため、公文書となります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この条例は基金関係の運用のあり方、これを定めた条例です。その中で、今、基金の運用関係について、市長が別に定めると書かれていないのであれば、基金の条例の運用、この条例のとおり行わなければいけないというふうに思うんですね。そんな中で、この間、岩出市は一般会計からの繰り入れ、これは当然行ってきたと。ただし、基金運用の中で、規則に定めていないにもかかわらず、本来、基金に積み立てなければならぬという運用規定がありながら、一般会計に繰り戻す、こういう対応を行ってきたという点については、規則に定めていない、こういうことを行ってきたという認識はあるのか、ないのか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

国保会計において繰り戻す措置等について、条例に定めていないのではないかとということですが、国保において、剰余金が発生した場合の取り扱いについて、この運営基金条例で規定されているものではございません。積み立てる、積み立てない、また繰り越す、繰り越さない等の判断につきましては、市当局で適切に処置をさせていただくものでございます。

基金についての件について、この基金条例で規定されたものでありますので、今のご指摘は、また違うものかと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今のお答えでは、この基金の中には縛られないという、そういう見解でしたけれども、じゃあ、本来であれば基金という部分についての運用の仕方について、この第6条というところに書かれているのではないんですか。

だから、今、規則とか運用の側面で、市としてはそういうものが別に定めるといふものだという事をおっしゃられました。だから、そういう点でいうと、当然、そういうところに繰り戻し対応についての仕方がなぜ妥当なのかと、適当なのかと、そういうことはできるのかという点、本来でなかったら書かれていなければいけな

いと思うんですね。

だから、先ほど指摘には当たらないと言われたんだけど、その指摘に当たらないということを証明できる部分というのは、どういうものがあるんでしょうか。本来は、市長が別に定めるという規定で運用しなければいけないのではないのでしょうか。その点だけ改めて、再度、なぜ岩出市が一般会計へ繰り戻すことができるのかという点、私の指摘に当たらないという、どこがそれに当たらないのかという点、証明していただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えします。

なぜ繰り戻しできるのかというご質疑でありますけれども、基本的に、借りたものは返す、その原則で国保会計を運営させていただいております。別に定めるという規定の意味につきましては、基金を積み立てるに当たって、細部の規定が必要な場合、そういったことを想定して、別に定めるという条文を設けてございまして、この条文について繰り戻す、繰り戻さない、基金に積む、積まないということをして指しているわけではございません。

○吉本議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第11号、教育支援委員会の条例について、1点だけお聞きをしたいと思います。

この条例については、現行の教育支援委員会の定数をふやすと。それも5名をふやすというものとなっています。今回どのような方を委嘱、また任命することを考えておられるんでしょうか。

この中では、学識経験者、医師、児童福祉機関の職員、関係教育機関の職員、その他教育委員会が必要と認めるものという規定になっているんですが、この5名という方をどの部署でふやされるのか。現行の部署の人数と、どの部署をふやすのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の質疑につきまして、通告に従いお答えいたします。

今回の改定は、児童福祉機関が1カ所ふえたことに伴い、改正するもので、同施設の代表者を新たに委員に委嘱するものです。

学識経験者につきましては1名、医師につきましては2名、児童福祉機関の職員につきましては11名、1名ここでふやしております。関係教育機関の職員につきましては10名、その他教育委員会が必要と認めるものにつきましては2名、計26名です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明ですと、今は25人だと。この条例をつくって、児童福祉機関の職員さんを当面1名をふやすという、そういうことの答弁だったと思うんですが、今回、1名ふやすということなんですが、30名の定員にして、逆に4名の枠があくという形になると思うんですが、この辺のところは30名の定員をつくって運用していくというのが本来の筋かなと思うんですが、なぜ、今回、市のほうでは1名の児童福祉機関の職員さん、事業所数がふえたからという説明だったと思うんですが、全体枠として5名というのをふやしていくんじゃないに、なぜ1名という形になっているのか、その辺の考え方だけ、もう一度、改めてちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再質疑につきまして、お答えいたします。

現在25人で運用しておりましたが、先ほど申しましたとおり、児童福祉機関が1カ所ふえたということで、今回30名にしたということは、枠組みとして30人としております。その都度その都度、新たな就学前の施設等がふえるごとに、27、28というふうに定員をふやすのではなく、枠組みとして、今回30人というふうにさせていただいております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明ですと、児童福祉機関という、事業所ですか、事業所がふえたら、ふえた分だけ、その3番に該当する、その職員さんの枠をふやしていくという、そういう考えだけでいいのか、それとも定数枠30にして、例えば、学識経験とか、医師の方をふやしていくとかという、基本的には、そういう市としての考えというのは持っておられるのか、持っておられないのか。今回の場合は、児童福祉機関の事業所がふえたから1名ふやしますよと。関係教育機関という、そこに該当する部分のところはふえたら、また、そののここふやしていくというのは、そういう形に

なっていくのかなというふうには思うんですが、学識経験者とか、医師の方ですね、そういう方については、ふやしていくという、そういうことなんかは想定されているんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再々質疑につきまして、お答えいたします。

今後、就学前の施設や、その他教育委員会が必要と認める者等がふえることも想定したものであります。

○吉本議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 12号については、7点お聞きをしたいと思います。

学校通学の区域検討協議会、こういうものの条例なんですけど、そもそもこの協議会というのは、なぜ設置をされるのかと。市として、なぜ設置をする必要があるのかという点、まずお聞きしたいと思います。

それと、学校の通学区域については、これまでどこで検討がされてきたのかという点。

3点目に、今回、規定に基づいて設置をするんだということとされているんですが、岩出市として、現在、問題点、また課題というのがあるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

それと、委員の構成の中では、学校関係者と市立学校の校長という規定もされています。ここにおける2校の2というところにおける学校関係者という方については、どのような方を言われているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、5点目に、ここの協議会そのもの自身については、20名で構成されるとしています。その中で、構成別の人数、この点について、構成別に何人の方を想定しているのかという点、これをお聞きをしたいと思います。

それと、この条例の中においては、その他教育委員会が必要と認める者という部分なんかも書かれているんですが、教育委員会が必要と認める方というのは、どのような方を指しているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、任期については1年という形になっています。この点では、通学区域を検討するという部分については、時期的な部分なんかも非常に大事になってくると思うんですね。検討する時期、終わる時期というのが非常に関係してくると思いますね。その点では、任期の時期というのは、何月を想定しているのか、この点、お

聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の質疑につきまして、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、この協議会はなぜ設置されるのかにつきましては、本市では17年前に通学区域を検討してから、宅地開発や道路拡張工事等に伴い、児童生徒が交通量の多い幹線道路や新たな通学路を通学するなど、当時の状況から変化してきていますので、従来の通学区域を再検討するための事項を調査、審議し、教育委員会に意見を述べるための協議会を設置するものです。

2点目、学校の通学区域については、これまでどこで検討がされてきたのかにつきましては、教育委員会事務局内です。

3点目、今回、規定に基づき設置するとしていますが、問題点や課題があるのかにつきましては、安全確保や児童数のバランス等の視点から検討していただく予定です。

4点目、委員構成では、学校関係者と市立学校の校長と規定されています。2校の2における学校関係者とはどのような方かにつきましては、岩出市PTA連合会の代表者を考えております。

5点目、協議会は20名で構成されるが、構成別人数はにつきましては、学識経験者2名、学校関係者1名、岩出市立学校の校長8名、その他教育委員会が必要と認める者を五、六名を想定しています。

その他教育委員会が必要と認める者とはどのような方を指しているのかにつきましては、自治会関係者や交通安全にかかわる方を想定しております。

7点目、任期は1年としていますが、任期時期は何月を想定しているのかにつきましては、第1回開催月の5月を現在考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけお伺いをしたいと思います。

今、協議会の構成別の人数なんかも聞かせていただいたんですが、よくいろんな、市としてこういう協議会とか、いろんな部分なんかを進めていくという点については、公募というようなことなんかもやっているところなんかもたくさんあると思うんですね、岩出市内の中のところなんかでもね。その点では、この学校区域の検討協議会の中においては、公募という形で、一般の方なんかを公募していくという、そう

いう構想というんですか、考えなんかはないんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

現在のところ考えてはおりません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第13号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第13号について、自殺対策の連絡協議会、この部分については、3点お聞きしたいと思います。

自殺対策の市として計画をつくっていくと、策定していくんだということになっています。市としての計画策定というのは、いつをめぐりに計画を進めるという考えを持っているのかと。

それと、2点目に、先ほども協議会の構成お聞きしたんですが、この協議会においても構成別の人数、これをお聞きしたいと思います。

それと、今回、男女共同参画プラン策定委員会という条例なんかも出てきているんですが、この委員会では、現在ある委員会をさらに発展というんですか、そういう形で継続性を持って検証していくんだという、そういう形になっています。そういう点では、今回提案される自殺対策連絡協議会という形で策定されるこの計画、この計画なんかは男女共同と同じような形で、継続性を持って事業を進めていく、そういうふうに捉えているのか、この3点お聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑につきまして、通告に従いお答えします。

1点目の自殺対策計画の策定はいつをめぐりに計画を進めるかについては、平成30年度中に策定いたします。

2点目の協議会は20名で構成されますが、構成別人数はについて、国の市町村自殺対策計画の手引では、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、さまざまな関係機関のネットワークづくりが重要であるとされており、条例制定の後に、それぞれの分野から委員として委嘱し、20人以内で組織したいと考えておりますので、現時点では構成別人数を決めておりません。

3点目の男女共同参画プラン策定委員会では、継続性を持って検証されますが、この協議会は同様の継続性を持って運営されるかについては、計画策定後も本協議会において計画の推進状況を毎年把握・確認することとしていますので、継続性を持って運営いたします。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、協議会の構成メンバーですね、それについてはまだ考えていないということなのですが、それはなぜ今考えておられないというか、市として、どういうふうにしていこうかという考えが、今の時点でなぜないのかというのが、ちょっと不思議で仕方ないんです。男女共同参画であれ、先ほどの学校の通学区域の協議会なんかであれ、ある一定、市の方向性の考えを持って、やっぱり委員会を構成されているんですね。

国からの方向性というのがあるんだということが言われながら、構成メンバーというのを今の時期として、医師とか、保健関係と言うたんかな、生活面とか、いろいろ労働関係とか、教育関係とか、こういう規定があるんだという、そういう方向を指し示していながら、市として条例をつくっていく部分の中で、市としての基本的な考えというのは、これからだというのが、ちょっと解せないところもあって、基本的には、市としては、少なくとも、こういう方に委嘱していく考えを持っていますというんならまた別なんやけども、人数的にはこういうふうな形で何人ぐらいを考えていますというんであればまた別なんだけども、そういう点も全く今の時点では考えておられないのか。ある一定の方向性があるんならば、市として、今言われた方なんかは何人ぐらいを想定されているのかということぐらいはあると思うんですね。それについて、再度改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

国の手引が示す市区の例というのがございます。その中で関係機関、福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、それから地域包括支援センター、保健所、医師会等、社会福祉法人、教育委員会、警察署、消防署、労働基準監督署などと例示されてございます。その中から委嘱をしていきたいと考えてございます。

人数のほう、まだ具体的には決めてございません。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 計画の策定自身が30年度ということは、この4月以降から来年の3月までに計画をつくるんだということだと思っんですね。そういう点で、じゃあ、市としてつくっていく上で、第1回目の会合というのは、大体いつぐらいを考えておられるのか。実際には、その会合までに委嘱もしていかなあかんという、人選もしていかないといけないという、そういう点もあると思っんですが、少なくとも第1回目の会合というのは、いつぐらいを想定されているのか、この点だけお聞きをしたいと思っます。

○吉本議長 答弁願っます。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再々質疑にお答えいたっします。

先ほどもお答えいたっしましたが、条例制定後にとっことでござっます。条例制定後、なるべく早い時期に委嘱をしまっして、第1回目、30年度中の前半のほうで開催できればなど、そのように考えてござっます。

以上です。

○吉本議長 続きまっして、議案第15号の質疑をお願っいたっします。

増田浩二議員。

○増田議員 この15号については、2点お聞きしたいと思っます。

この国民健康保険条例の中で、第5条の規定として、被保険者としなっというものの規定というものが、これまでは貧困家庭というよっな表現の規定から、今回、児童福祉法関係に変更されるというよっな条例になっているんですが、このことによって、今の貧困家庭というその規定の人たちが、対象枠ですっね、該当する、そういう方の対象範囲というものが、今の現行よりも狭められるというこっはないのかどうか、この点をまっずお聞きしたいと思っます。

それと、2点目に、第10条で保健増進のための事業内容というものも大きく変わっということになります。その点においては、これまでこの第10条の規定では、組合立病院とか、衛生教育とか、感染症、寄生虫病、その他疾病の予防とか、いろいろ母性及び乳幼児の保護なんかという、こういう規定なんかも書かれていたんですが、こういう部分なんか全ってなくなって、改めて10条での改正規定として、健康教育、健康相談、健康診査とか、その他の必要な事業というよっな表現になっ

るんですが、この中で、要するに、旧来行ってきた現行の条例の保健事業という部分については、どのような対応をとっていかれるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

今回の改正につきましては、主に広域化に伴う改正及び現状に即した内容に条文の整理等を行っているものでございます。

1点目の被保険者とししない者の規定で、貧困家庭から児童福祉法家庭に変更されるが、該当する者が現行より狭められることはないのかについてであります。そもそも現行第5条の貧困家庭は、生活保護世帯を指しているものでありまして、生活保護世帯は国民健康保険法第6条において、国民健康保険の適用除外とされておりますので、これまでどおり被保険者とししない取り扱いとなります。

続いて、2点目、保健推進事業内容も大きく変更されるが、これまで行ってきた既存事業については、どのような対応がとられるのかにつきまして、現状に即した内容に条文の整理等を行うため改正するものであり、改正により事業内容を変更するものではございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第16号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第16号については、介護保険条例に関してです。この点では2点お聞きしたいと思います。

単純に、今回、この介護保険については、基準月額、これを5,590円というふうにする事になっていますが、市として、この基準月額5,590円とするこの理由について、まずお聞きをしたいと思います。

それと、21条というところにおいて、条例の中から第1号被保険者というものが削除される形になっています。これについては、第1号被保険者が削除される理由というのがなぜなのか、このことによって何か変更があるのかどうか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えします。

1点目の基準月額5,590円となった理由につきましては、被保険者の代表や学識経験者、医療や福祉、サービス事業関係者を委員とする介護保険事業計画等策定委員会において、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、計画に基づき、今後必要とする給付費の見込みや地域支援事業費等から算出しております。

2点目の21条において、条例から第1号被保険者が削除されるが、その理由はにつきましては、介護保険法第202条及び203条の改定により、質問検査権については、第1号被保険者の配偶者もしくは世帯主等から、40歳から64歳までの第2号被保険者の世帯及びその配偶者まで範囲が拡大されたことにより、第1号を削除し、被保険者とするものです。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけお聞きしたいと思います。

この基準月額の関係ですね、今、策定委員会の中で、種々議論がされたという部分の中で、決定してきたんだというお話でした。この介護保険の策定委員会の中で出た、主ないろんな意見というのはどのような意見があったんでしょうか。この点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

いろんな意見という部分につきましては、この場では簡単に説明しにくい部分ではありますが、30年度からの制度改正を踏まえて、介護保険について、いろいろとご意見、制度改正について市としての考え等についてのご意見いただいたり、今後、地域の支え合い等、介護サービス以外でも対応していく動きはどうかとか、そういったような意見が出ました。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第17号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この17号については、3点質疑を行わせていただきたいと思います。

まず1点目に、居宅介護事業所、ここにおいて、新たに人権擁護に関する研修規定というものが設けられる条例になっています。

この点において、各事業所において実施している研修内容、その内容について、適切な研修なのかどうかという点なんかについては、市としてどのように判断をするのかという点は、まず1点です。

そして、各事業所で行っている研修の中身に対しての報告、そういう報告義務なんかはあるのかどうかという点。

また、3点目に、この条例において、今、介護担当職員が行っている仕事、この仕事において、新たな仕事、点検業務というものを初めとして、新たな仕事の量がふえるというふうには私は思いますが、この点については、介護担当職員で、どれぐらいの仕事量がふえるというふうに見ているのか、今の時点でね、見ているのか、その点、この3点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1つ目の人権擁護に関する研修につきましては、介護事業所であることを踏まえ、特に高齢者虐待防止に重点を置いて実施していただくことを想定しておりますが、具体的な内容につきましては、各事業所において個別に検討していただくこととし、必要に応じ助言及び指導・監督を行ってまいります。

2つ目の研修の実施に係る報告義務はございませんが、市職員による事業所への実地指導などを通して、研修が適切に実施されているか等の確認をします。

3つ目のこの条例によって、介護担当職員において新たな仕事が生じるかにつきましては、居宅介護支援事業所の指定権限が和歌山県から市に移管となるため、事業所の指定や助言・指導などの事務が増加することとなります。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、1点目の適切な研修かどうかという部分なんかについては、事業所任せというような形なのかなというふうに思いました。その点で、市として、やっぱりしっかりとした事業所で、そこで働く人に対して研修が行われているのかどうかという、この点検というのは非常に大事な問題だと思うんですね。しかも、人権擁護という部分に関することだから、余計に大切なことだと思うんです。

そういう点でいうと、いろんな介護施設において、この間、いろんな問題点というんですか、いろんな事件とか、そういう部分なんかも、悲惨なね、そういう部分なんかも起きてきている中で、やはりしっかりとした、そういう職員に対する研修というのが、改めて求められてきている中で、こういうような条例というのが出てきたのかなというふうにも思うんです。

そんな点では、先ほど報告義務というのはありませんということだったんですが、じゃあ、報告義務がない場合、市としてどのような形で職員の研修を行っていくのかという点を調べていくというのは、やはり非常に苦勞する側面もいろいろあると思うんです。

そういう点で、先ほど確認という部分のことが出ましたしね、助言を行っていく、そういう事務なんかも要ってくるという部分については、これはやっぱり職員さんについても、確認とか助言という部分については、非常に仕事量という部分については、私はふえるんではないかなというふうに思っている側面もあります。

そういう点でいうと、岩出市の中で事業所数、これに該当する事業所数というのが、大体幾つぐらいあって、それに対して助言とか事務、確認、この辺については定期的にやっぱり行っていくというのが求められてくると思うんですが、その点について、市としてはどういうふうに、この条例ができた中で、対応していく考えを持っているのか。そのために介護担当職員について、新たな仕事量というのが、私は非常にふえるんではないかと。そういう部分については、職員体制の問題なんかにも絡んでくるぐらいの量になって来はしないのかという懸念も思えるところもあるんですが、その辺について、確認とか助言、事務、新たな仕事量というのは、どれぐらいあると見込んでいるのか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、岩出市には対象とする事業所数は、現時点で19事業所ございます。この事業につきましては、平成29年度までは県の指定権限であったものが、市町村に移譲となったものでありますので、県が実施してきたことを踏まえ、対応を検討していきます。

市職員につきましては、この県の指定権限があったということで、県からも移譲に関して、いろいろと指導、また資料等も引き継ぎを行っております。当初は、初めての事業でありますので多少時間はかかるかとは思いますが、移譲された業務に

については、適切に遂行できるよう対応していく考えであります。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第2号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

第2号議案について、条例改正であります。今回の改正する具体的な理由及び根拠をどのようにお考えなのか。

それから、2番目に、個別、決まったやつの金額、これについて、個別に求めたいと思います。

3番目に、適用及び内払いとみなす附則の内容について、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目につきましては、人事院勧告並びに一般職及び特別職の国家公務員の給与改定などを勘案し、改正をするものでございます。議会議員にあっては一般職の、市長、副市長、教育長にあっては特別職の期末手当の支給割合に準じるものでございます。

2点目につきまして、議長、年間226万400円、副議長、年間197万3,399円、議員、年間182万1,600円、市長、年間346万5,000円、副市長、年間286万4,400円、教育長、年間258万7,200円でございます。

3点目につきましては、今回の改定を平成29年12月の期末手当にさかのぼって適

用することとし、平成29年12月に既に支給した期末手当は、今回の改定により算出した額の内払いとみなして、本改正条例の施行後に、その差額を支給しようとするものでございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。今回の改正については、人事院勧告に基づいて是正するものであるということでありましたが、あわせて市には特別報酬審議会というものがあると思うんですが、その中における議論をされてきているのか、その答申等についてはどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、期末手当の金額については、今ご答弁をいただきましたが、そうしますと、差額、その分について幾らになるのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

最後になりますが、みなしとして、内払いであるのかということなんですが、この条例制定後、いつ支給されるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、特別職の報酬審議会でのどのようになったのかということですが、特別職報酬審議会につきましては、市長、副市長及び教育長の給料並びに議会議員の報酬ということで、この期末手当については、その審議会では特に審議はしてございません。審議の対象とはなってございません。

期末手当の差額につきましては、議長で、年間5万600円の増、副議長で4万4,850円の増、議員で4万1,400円の増、市長で5万2,500円の増、副市長で4万3,400円の増、教育長で3万9,200円の増となっております。

あと、内払いはいつ支給されるのかにつきましては、本施行後、3月中に支払いの予定となっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この報酬改正について、金額では表示をされましたが、アップ率にしますと幾らになるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

アップ率につきましては、約2%となっております。

○吉本議長 続きまして、議案第3号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第3号について質疑を行いたいと思います。

今回の支援コーディネーター、先ほども市のほうからご答弁がありました。重ねて、日額及び勤務時間について、まず第1点お聞きをしたいと思います。

今、先ほどの答弁では1名ということでありましたが、現在、何人がこの業務に当たっておられるのか、その件についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

生活支援コーディネーターの報酬は、月額報酬として定めておりますが、日額にしますと1万450円となります。

勤務時間ですけれども、8時45分から17時30分までの7時間45分です。

コーディネーターは、現在1人の配置であります。

正職員の担当職員は2名で、計3人で業務は対応しております。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 正職員は2名で、現在、支援コーディネーターについては1名だということなんですが、この方の雇用形態、これについてはどういう、岩出市との間で雇用形態の契約をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

雇用形態につきましては、嘱託で雇用しております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号について質疑を行います。

今回の職員の賃金改正についてであります。全体として何%のアップになるのか。

それから、この改正に伴って、どの階級を重点的に置いたのか。

それから、再任用職の等級別人員について何人か、及びこのアップ率についてお聞きをしたいと思います。

それから、この職員手当のアップに除外されておられると思うんですが、臨時及び非常勤職員の賃上げについては、今回については検討されたのか、されてないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目、職員のアップ率についてですが、給料表で平均0.2%引き上げ改定となっております。

次に、質疑2点目のどの階級に重点を置いたのかについてですが、給料表1級、2級の若年層に重点を置いてございます。

次に、質疑3点目の再任用職の等級別人員の何人か、及びアップ率は幾らかについてですが、現在、再任用は2級に10名でございます。アップ率は0.2%です。

次に、質疑4点目、臨時・非常勤の賃上げにつきましては、今回、この条例とは関係ございませんので、必要があれば改定を行っていくという考えでございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。職員のアップについては2%であるということなんですが、はね返りの部分が生じてくると思うんですよね。それについての試算をされているのか。基本の部分が上がりますと、それに伴って暫定手当なり、その他の手当のアップ率が算出されると思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

その総金額は幾らと算定されているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、はね返し分ですが、はね返し分につきましては、超過勤務手当、これで24

万1,000円、それから、期末手当で48万円となってございます。

それから、総額で、全体で人勧の給料と、それから共済の負担金等、全て入れて1,572万7,000円となってございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 階級の重点低下についてであります。1・2級、いわゆる若年層の引き上げを図ったということなんですが、その理由についてお聞かせください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

重点ですけれども、これはあくまでも人事院勧告にのっとり改定でございますので、人事院勧告に沿った改定となっております。

○吉本議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第5号について質疑を行います。

この条例改正についてですが、担任を受け持つ保育士についてであります。各保育所別に、その人員をお聞きをしたいと思っております。

それから、日額500円とした理由、これについてお聞きをしたい。

それから、月額、これによりますと、幾らのアップになるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○吉本議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、臨時的任用職員で、担任業務についている人数は、岩出保育所1人、山崎保育所2人、根来保育所2人、上岩出保育所1人の計6人です。

2点目、500円の根拠は、県内で担任を持つ臨時的任用職員に手当を支給している市町村の手当額を参考に設定しております。

3点目、月額は1万円程度となります。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、日額500円上げて、月額1万円になるということであり

ますが、正規職員との間の差額、これによって幾ら縮まっていくのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

正職員で担任を受け持つ職員につきましては、その採用年数とか勤務年数等によって、それぞれお給料が違うと思いますので、正職員との差については、こちらで出してはおりませんが、他の臨時職員と担任を受け持つ臨時職員との差は1万円つけているという状況でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第6号についてお聞きをいたします。

これにおける明文化によるメリットとデメリットについてお聞きをしたい。

それから、第1期から第4期における納付率及び前納率について、どうなっているのか、過去3年間についての推移をお聞きをしたいと思います。

それから、延滞金及び催促手数料の件数と金額についてお聞きをしたいと思いません。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の1点目、明文化によるメリットといたしましては、長年、定着している5月納期を条例に明文化することにより、納税義務者に、よりわかりやすく周知、説明できるということでございます。

なお、明文化のデメリットはないものと考えます。

次に、第1期から第4期における納付率及び前納率はどうなっているかについてでございますが、各納期の納期限までに納められた税金が、市に収納されるまでには日数を要し、各納期限時点では全て反映されていないことから、各納期の1カ月ごとの時点での収納率でお答えいたします。

平成26年度第1期、73.12%、第2期、80.73%、第3期、89.43%、第4期、96.01%、前納率は65.92%でございます。平成27年度第1期、66.14%、第2期、76.44%、第3期、87.92%、第4期、96.6%、前納率は54.9%でございます。平成

28年度第1期、66.19%、第2期、76.26%、第3期、87.76%、第4期、96.62%、前納率は54.96%でございます。

3点目の延滞金及び、通告では催促手数料となつてございましたが、督促手数料の件数と金額につきましては、都市計画税を含む固定資産税の値でお答えいたします。

平成26年度、延滞金のほうは2,103件、1,707万4,155円、平成27年度、2,092件、1,707万3,615円、平成28年度、2,528件、1,816万8,831円でございます。

督促手数料のほうは、平成26年度、7,809件、77万3,072円、平成27年度、7,936件、77万6,886円、平成28年度、7,845件、76万9,951円でございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の改正によって、メリットはあるけども、デメリットはないということなんですけども、言うならば、納期限を1カ月延ばすということになりますから、その分、市の歳入については1カ月分延びるということになります。現金がそれだけ入ってこないということになるろうと思いますが、それによる市の行政施策に与える影響というのは、少なからず出るのではないかというふうに思うんですが、それについてどのようにお考えなのか。

それから、納期の問題であります。今、ご答弁いただきました。前納率が年々やはり低下傾向にあるなというふうに思うんですけども、前納率を向上させるために、どのような施策、方針をとって、今後いかれようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、延滞金及び催促手数料の件であります。これについても、やはり基数については減っていったという状況にあると思うんですね。これについての今後の方針をお聞かせください。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 まず、尾和議員の市の資金面で1カ月おくれることによって、混乱を来すのではないかというようなことでございますが、今回、納期を4月から5月に変更したのではございません。納期のほうについては、長年ずっと平成6年から5月納期でございます。条例に明文化するというところでございます。

それで、1カ月ということでございますが、長年、このように5月納期で資金繰

りに混乱はないと聞いておりますので、問題ないと考えております。

次に、前納率でございますが、前納率が年々減っているとおっしゃられましたが、平成26年が65.92%、平成27年度が54.9%、平成28年度では54.96%に上がってございます。平成26年度が高い理由は、報償金があったということでございます。報償金は、各全市町村、廃止されている傾向にございますので、前納率が高いことにこしたことはございませんが、前納率が下がっているということではないと考えております。

次に、延滞金のほうでございますが、延滞金はその納税者の状況によって違ってくるものだと考えております。延滞金は、ちなみに、平成29年度は1,353件で、2月末現在でございますが、755万4,696円と延滞金が下がってきております。これは滞納整理が進んだということであるとと考えております。

以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第1期の納期を手順としては条例化をして、今度明確にしたということなんですが、今まで、条例化に基づいて延滞金なり、手数料なりを取っていたこと自体については違和感があるんですけども、それについてどのような見解をお持ちなのか。すなわち条例に基づかない違約金なり、延滞金の収納を市民に求めてきたんではないかと。条例に基づかないものについて、市がミスリードしているんじゃないかというふうに思うんですが、それについての見解を聞かせてください。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 延滞金督促手数料につきましては、地方税法及び条例に基づいて収納しております。徴収しております。それで、今回、条例改正しましたのは、地方税法362条に、固定資産税の納期は、4月、7月、12月、2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期が定めることができるというふうにございました。これによって、条例ではないですが、決裁にてきちんと5月ということに定めておりまして、長年定着しておりまして、市の広報紙、ウェブサイト、街頭啓発で周知しており、長年定着しているところがございます。今回は、それをよりわかりやすく説明できるように、条例で明文化したということでございます。

○吉本議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第8号について質疑を行います。

この条例改正における、岩出市における該当件数、これはどうなのか。

また、引き下げられた理由については、各市町村全てこういうふうな取り扱いをしておるんですけども、その理由について、どういう理由があったのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目、岩出市における該当件数はどうかについてであります。平成30年度は、まだ課税をしておりませんので件数はわかりませんが、年税額を納期で割った際に、100円未満の端数が出る全ての世帯が該当するものでございます。

また、2点目の引き下げられた理由につきましては、現在は地方税法の規定に基づき、納期ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるとき、あるいは分割金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数等、最初の納期限に係る分割金額に合算しておりますが、端数金額が大きいほど1期と2期以降の金額の差が大きくなるため、平準化を図る目的で、平成30年度の広域化をきっかけに規定したものであります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第1番目の件なんです。今ご答弁では、平成30年度ということの答弁もありましたが、該当件数については、そうしますと、この世帯数でいえば、全てということなんです。正確に何件あるのか、再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

該当件数につきましてであります。平成29年度の実績で見たところ、98.2%の方が該当するというところに、29年度についてはなっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第10号についてですが、この基金の納付金について、処分できる具体的な理由、これについてお聞きをしておきたいと思います。

誰が決めるのかということなんですけども、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目、基金を納付金として処分できる具体的な理由はどうかについてであります。今までは、財源不足が生じるのは保険給付費の支払いが中心でありましたが、平成30年度からは、保険給付費の財源は全額県の交付金となるため、この部分に財源不足が生じないこととなります。一方、市は国保税等を財源として、県に新たに国民健康保険事業費納付金を納めることになるため、基金を納付金として処分できるものとしたものであります。

次に、2点目の誰が決めるのかにつきましては、基金を処分する際は、補正予算等に計上し、議会の議決により決定されることとなります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、補正予算等によって議会で議決をしていただくということになるんですが、ということでご答弁をいただきました。恣意的に、これが市民のわからないところで提案されるという一番危惧をしております。というのは、これによって岩出市民の受ける影響を最小限に抑えていくということも求められておると思うんですが、今回の広域化によって、いい面もあれば悪い面もあると。しかし、市民にとっては、それによってマイナスの面が生じるということになれば、検討していく必要性もあると思うんですが、それについてお答えください。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

基金の処分について、恣意的に市民のわからないところでされるのではないかと。いうご指摘でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、議案として、この議会に提出をして、議会の皆様方に議決をいただくということで、市民の皆様には開かれた状態になると考えてございます。

広域化によつてのマイナスについてでございますが、基金について、特にマイナス面等はないというふうを考えてございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この広域化の問題についてですが、各市町村の各自治体によつて年齢構成も違いますし、少子高齢化の状況の中で、限界集落の状況もあると思うんですが、言うならば、財政的には、岩出市の場合と他の市町村の場合のお互いに助け合わなあかんという一面は理解できるんですけども、それによつて、岩出市民が保険料の必要でない部分の引き上げとか、そういうところに結びつけられるということが発生すれば、広域化による岩出市民のマイナスを受けるわけでありますから、そこら辺についての運営の仕方、方法、これらについてどのように考えられておるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○吉本議長 答弁願ひます。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

広域化について、助け合いということになるところから、財政的に、岩出市のほうの負担がふえるのではないかというご指摘でございます。広域化に伴ひまして、県の計画では、将来的には、保険税の、あるいは保険料の統一ということを図られておりまして、そのことを危惧されているのかもわかりませんが、今のところ、その行く末がどうなるかについては、市としても注視をしていきたいと思ひるところであります。

しかしながら、財政の統一ということにつきましては、県全体としての考え方として、広域化ということが進められているものでございますので、市としては、それに従ひ、肅々と国保運営をさせていただきたいと思ひております。

○吉本議長 続ひまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第11号について質疑をさせていただきます。

この福祉機関における業務の増加された部分、これについてどういふ部分が増加をしていくのか。

それから、岩出市における対象者数、施設別にご答弁をさせていただきたいと思ひます。

○吉本議長 答弁願ひます。

教育総務課長。

○ 柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

1点目につきましては、岩出市教育支援委員会に係る業務の増加は特段ございません。

2点目、施設によっては個人を特定される場合がありますので、新小学校1年生、小学校在籍児童、新中学校1年生、中学校在籍生徒でお答えさせていただきます。

平成29年度、本教育支援委員会の審議対象者数は、新小学校1年生では39名、小学校在籍児童は22名、新中学校1年生は14名、中学校在籍生徒は7名となっております。

○ 吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○ 吉本議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○ 尾和議員 議案第12号について質疑を行います。

今回の協議会は、設立に当たって、年何回ぐらい開催する程度としているのか。

それと、費用弁償について、報酬及び費用弁償という表現をされているんですけども、費用弁償の定義について、ここでちょっと再確認をさせていただきたいと思っております。

○ 吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○ 柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従いお答えいたします。

1点目につきましては、議事の内容、進行により流動的になりますが、平成30年度予算においては、最大8回分予算計上しております。

2点目につきましては、非常勤の職員がその職務を行うために、旅行したときに支払われる旅費です。

○ 吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○ 尾和議員 今言われた支払うということなのですが、これは報酬なのか、費用弁償なのか。費用弁償という概念が、一般的には、通常、通勤手当に該当するということになれば、非課税の取り扱いになるわけですよ。費用弁償と、その条例の中身によって、全部報酬及び費用弁償となっているので、区別をする必要性は、私は一方であるのかなと思って、この表現についてお尋ねをしているわけでありまして。

今回のこの分については、報酬なのか、費用弁償なのか、どちらなのか、これに

ついて再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

今回、報酬につきましては、条例の附則のところに付けておりますその部分となっております。

附則に書いております岩出市学校通学区域検討協議会委員の日額2,500円につきましては、報酬となっております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 字句の問題で、ちょっとここはきちっとしとかなあかん部分ですので、報酬及び費用弁償という表現は、この部分については報酬だというような表現の仕方のほうが一番ベターではないかなと、そのように私自身は考えているんですけども。他の条例の部分についても、それが混合して使用されておって、費用弁償なのか報酬なのか、明確に手当自体がされてないと。

報酬になりますと、課税されるということで、所得税が賦課されるというふうになるわけですが、費用弁償そのものの基本的な考え方は非課税だと言われ、通勤手当の該当になるという見解もありますから、そこら辺について、明確にするべきではないかなということで、質疑をさせていただいております。それについて何かありましたら、ご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再々質疑につきまして、お答えいたします。

岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて、報酬を支払わさせていただきます。

○吉本議長 続きまして、議案第13号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第13号について質疑を行います。

今回の条例提案については、私は遅きに失したなというように思っておりますが、条例制定の提案がありますので、この条例制定の目的について、どのような目的があるのか。

それから、岩出市における自殺者の実態把握をされてきているのか。過去5年間、

年代別につかんでおられるのであれば、求めたいと思います。

それから、この開催については、定例会として実施されるのか、そこら辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従いお答えします。

1点目については、自殺対策の取り組みに関して、関係機関、関係団体等が連携し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

2点目については、平成24年度、20代2人、30代1人、40代1人、50代2人、60代1人、70代1人、平成25年度、30代4人、40代1人、50代1人、60代3人、平成26年度、20代1人、30代1人、50代4人、60代2人、70代1人、80歳以上1人、平成27年度、20歳未満1人、40代2人、50代2人、70代1人、80歳以上2人、平成28年度、20代1人、40代2人、60代1人、70代1人となっております。

3点目について、自殺対策計画を策定する平成30年度は4回の開催を予定してございます。また、計画策定後は、本協議会において計画の推進状況を毎年把握・確認することとしていますので、定例的に開催いたします。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 自殺対策の基本は、目的に明確にされていないんですけども、国の法律に基づいても出てきておるんですが、自殺対策そのもの、これは非常にシビアな点もありまして、自殺された方の周辺のケア、これが一番大切な取り組みの課題であります。

1人の方が自殺されると、それによって複数の方が被害を受けると言われております。国全体としても、先進国の中で、日本が自殺者が非常に多いと。いわゆる現状において、今、岩出市内の自殺の件数も上げていただきましたが、これはどこの数字かよくわからないんですけども、私が調べた数字とちょっと若干違うんで、警察が発表した数字なのかな。それとも厚生労働省へ上げて集計した数字なのか、そこら辺について、わかれば再度お聞きをしたいと思います。

その2点について、ご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

周辺のケア、複数が被害を受けていくような状況になるということでございますけども、まず、この連絡協議会ですけども、関係機関、関係団体の連携で、自殺対策を総合的かつ効果的に進めるということで、協議会のメンバーに医療関係、臨床心理士等、それから社会福祉士とか、保健所、精神保健福祉センター、そのような構成メンバーを考えているところでございます。

それから、数字でございますけども、この数字、厚生労働省で全国のデータを取りまとめた自殺統計、地域における自殺の基礎資料、こちらのほうで公表されてございます。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これからの諸課題ではあると思うんですが、なかんずく、それに加えて、貧困とか、サラ金の問題とか、いろいろな夫婦間のトラブルとか、そういうもろもろの全ての要因をまとめた上で、理論的に整理整頓して、そういうような対策が求められると。なかんずく、被害者支援に関連して、これとあわせて被害者支援策というものも、並行して取り組みをすべきだというふうに思っておりますので、そこら辺を検討課題に入れていただきたいということを重ねてお願いをしておきます。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

本計画ですけども、国の自殺総合対策大綱、それから県で今作業中であります県の計画、これらを見ながら計画策定をと考えてございます。

その中で、自殺死亡率の低減だけでなく、社会情勢等々のそういった諸所の事象を把握、また自殺防止に対する市民の意識高揚、さらにリスクのある人の相談ケア体制を強化できるような計画、そのようなことを今のところ考えてでございます。

以上です。

○吉本議長 続きまして、議案第20号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第20号について質疑を行います。

補正予算の中に、繰越明許費となった理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、昨年もこの場で質問をさせていただいたんですが、設計案について作成されてきたのか。

それから、場所について、これは市長の施政方針の中でうたわれておりましたが、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、旧プール2カ所についてのあとの利活用についてどうされるのか、関連がありますので、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目につきましては、岩出市民プール設計監理業務委託として発注しておりますので、管理業務を工事完成まで実施するために繰り越すものです。

2点目につきましては、設計案として完成しております。

3点目につきましては、施政方針のとおり、総合体育館南側駐車場を予定しております。

4点目につきましては、新プール開場時に閉鎖を予定しております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 設計案についても、既に完成しているということで理解してよろしいですね。そうしたら、私たちは常に議会に対して、設計案ができた段階で、議会に提出をして、議員の皆さんにも提出をするというような取り組みがあってもしかるべきじゃないかなと。それに基づいて議論ができるわけで、なぜそういう取り扱いをしないのか、これについては早急に議会並びに市民に公表をしていくという姿勢をとっていただきたいというように思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 設計案の議会へのご説明、ご報告でございますけども、現在、設計案ということでございまして、このプール建設に関しては、国の補助金等も活用してまいりますので、補助金等交付決定後、決まり次第、議会のほうへもご説明させていただきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第22号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第22号についてお聞きをしたいと思います。

この中で、施設介護サービス並びに介護予防サービスに関してであります、全てマイナス計上になっております。これらの3年間の過去の推移についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の施設介護サービスの減額補正につきましては、平成29年度実績見込みが、当初予算において見込んでいたほど伸びなかったことによるものです。

施設介護サービス費とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設など、介護保険制度に基づく施設のサービスを利用したときの費用ですが、このサービスに該当しない民間施設がふえてきたことによる影響が主な要因と考えています。

過去3年間の推移としましては、平成28年度、7億7,606万5,741円、平成27年度、7億6,878万4,149円、平成26年度、7億8,687万6,262円でありました。

2点目の介護予防サービス給付費の減額につきましては、制度改正により、平成29年4月から開始した介護予防日常生活支援総合事業の影響により見込んでいたより伸びなかったことによるものです。

過去3年間の推移としましては、平成28年度、1億6,688万1,747円、平成27年度、1億6,092万7,255円、平成26年度、1億6,455万9,107円でありました。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このサービスに関して、市のほうでサービスの枠を縮めたり、低下をさせたりというようなことは、現実的にされてないと思うんですが、そういうことが1つの要因になるということもありますので、そこら辺について、当初からのサービスについて、より厳しくしたとか、そういうような点がなかったかどうか、確認をさせてください。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

このサービスにつきましては、介護保険制度に基づいて適正な対応をしております。

す。適正なサービスの利用については、必要な給付の適正化という形で対応はしておりますが、特にサービスを制限するようなことはございません。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第1号から議案第25号までの議案25件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第25号までの議案25件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

休憩 (11時45分)

再開 (13時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案26号 平成30年度岩出市一般会計予算～

日程第33 議案32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第27 議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算の件から日程第33 議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第26号について質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第26号、平成30年度の一般会計予算について、8つの点から来年度の予算について質疑を行いたいと思います。

まず1点目に、今回のこの予算編成に当たって、岩出市が直面する点において、

人口減少を初めとする諸課題という文言も書かれています。この点からは、岩出市として、人口減少に歯止めをかけるためには、どのような視点の行政が求められていると認識をしているのか。そしてまた、30年度においては、この人口減少関係においてはどのような対応をとろうとしているのかという点をお聞きしたいと思いません。

2点目に、岩出駅のバリアフリー化、長年、改善策が求められてきていたものなのですが、今回のこの岩出駅のバリアフリー化、岩出駅自体がどのように変わろうという中身になっているのか。今回予算化されたバリアフリー化を含めた全体構想というのがどのようなものなのかという点、お聞きをしたいと思います。

3点目に、防災無線のデジタル化というものも予算に計上されています。災害対策、非常に大切な問題だと思います。この点では、今回のこの防災無線のデジタル化、このことによって住民に対しての改善対策、また、災害対策面でどのような効果が上がるようになると市は認識しているのかをお聞きしたいと思います。

4点目に、市民プールの建設、この点について、完成予定図面、また、今後、市としてどのような内容にしていくのか。また、これに関係して市が取り組んでいく内容などについて、市民にどのような形で情報の公開をしていくのか。先ほど尾和議員のところでも若干ありましたけれども、そこでは内容が決まり次第報告をするんだというようなことも言われていましたけれども、こうした内容なんかについては、今後どのような対応をとっていくのかという点、お聞きしたいと思います。

5点目に、昨年度もありましたけれども、中高一貫校、この問題についても、今回、調査研究費、調査研究経費というものも計上されています。この点においては、昨年度もそうですが、昨年度までにおいて、調査の研究結果、これはどうだったのか。そして、またそれをどう捉えて、今年度はどういう点を調査するのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

6点目に、子ども・子育て支援事業計画、この策定が、今進められています。この点において、子育て家庭の生活実態調査、こういうものも30年度行っていくというふうにされていますが、対象家庭、これがどのような家庭を対象にしているのか。また、このアンケート調査、生活実態調査ですね、設問の中身など、この点についてはどのようなことを考えているのかという点、お聞きをしたいと思います。

7点目には、敬老会について、事前説明で参加する対象者の年齢などの説明なんかもありました。この敬老会については、今後どのように進めようと市は考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

最後に、今、私たちの住む岩出市、ここでも今、国の政治の影響、これは大きな形としてかかわってまいります。その点においては、今、国の政治が安倍内閣のもとで、社会保障の切り捨て、こういう施策が、今、年々続けられてきています。社会保障費なんかにおいても1,300億円、自然増、必要にもかかわらず、こういう点なんかは削減されてくる。これ以外にも、国民生活の大きな影響を与えようと、今してきています。

こんな中で、地方自治体として果たさなければならない役割、まさにこういう国の悪政に対して、防波堤の役割を果たす行政の取り組みが進められていると思います。こういう点で、30年度、福祉施策や教育施策面において、また、これ以外でも各種制度が岩出市でも取り組まれていますけれども、こうした制度の改善策、市民の暮らしをよくする、そういう点においては、今年度どのような点が改善をされてきているのかという点、この点について、8つの視点から質疑を行いたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 1点目にお答えいたします。

人口問題を考える場合、基準となるのは社会増減と自然増減でございます。社会増減につきましては、転入者数が転出者数を上回る状況をつくっていくことでありまして、対応としまして、そのためには道路や下水道などの都市基盤の充実を初め、安全・安心対策等魅力ある住みよいまちづくりが求められるものと考えております。

自然増減につきましては、出生者数が死亡者数を上回る状況をつくることであり、そのためには出生率を向上させ、高齢者の方々にはいつまでも元気で長生きしていくことであります。

現状、人口増加が続いている岩出市ではありますが、団塊世代の高齢化が進むなど、人口減少の波は避けられないものと想定しておりまして、人口減少という現実を受け入れて、社会や経済の構造を変えていくのではなく、人口が減少しないように努力するという地方創生の趣旨にのっとり、引き続き社会増減、資源増減という視点から、さまざまな施策を講じてまいります。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の2点目、岩出駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、西日本旅客鉄道株式会社が岩出駅にエレベーターやスロープ等を設置し、バリアフ

リー化を図るものとなっております。

続いて、3点目、防災行政無線のデジタル化についてですが、防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確な災害情報を提供し、市民の生命、身体、財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段でございます。デジタル化した場合の代表的な効果といたしましては、高品質でクリアな音声放送が可能となる。文字入力による音声放送が可能となり、正確かつ均一の内容での放送が可能となる。操作卓から屋外スピーカーの音量調節が可能になり、難聴等への迅速な対応が可能となります。

以上のことなど、現在のアナログ式無線と比較し、情報伝達性や災害時における迅速な対応が可能となります。

以上です。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑の8点目、福祉施策についてお答えします。

高齢化の進展等に伴い、医療や介護に関する費用は、ますます増大していく状況下にあります。本市においては、子供を始め高齢者や障害者など、行政の支援を必要とする方々に対して、おのこの状況に応じ、各種制度にのっとった適切な対応を担当部署において行っているところです。

また、さまざまな要因により生活困窮を余儀なくされている方には、生活保護制度による適切な支援を実施するとともに、生活困窮者自立支援制度の活用等により早期の自立を図ることとしております。

今後も各部署における相談支援体制のより一層の充実に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員ご質問6点目にお答えいたします。

対象世帯数につきましては、就学前児童世帯1,000世帯、就学児世帯1,000世帯の合計2,000世帯を対象に実施を予定しております。

生活実態調査の設問内容につきましては、来年度、和歌山県が県内全市町村の生活実態調査を小学5年生、中学2年生世帯を対象に実施することが予定されており、県の設問内容及び岩出市子ども・子育て会議の意見等を参考に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑7点目について、通告に従いお答えいたします。

敬老会は、多年にわたり地域の発展に寄与してきた高齢者の方々へ敬愛の気持ちを高め、長寿をお祝いすることを目的に開催しておりますが、平成26年度より対象者の見直しを行い、毎年1歳ずつ引き上げ、平成30年度より数え75歳以上の方を対象として開催いたします。

今後も長寿をお祝いすることを目的に、高齢化の状況等を勘案しながら、敬老会の主旨に沿った事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員ご質疑の4点目、市民プールについてでございます。

建設予定地につきましては、埋蔵文化財の事前調査が必要となりまして、アスファルトをめくったりという工事が入りますので、建設予定地周辺、区自治会長及び隣接地にお住まいの方、隣接農地所有者へ説明しています。なお、現計画につきましては、スポーツ施設環境整備事業補助金の交付決定後、確定してまいります。そして、議会へも説明をさせていただきます。

それから、5点目の中高一貫校の調査研究につきまして、平成29年12月1日に指導主事が京都市立西京高等学校附属中学校の中高一貫教育研究大会へ調査研究に行っておりまいました。平成30年度は、新学習指導要領改定を見据えた教育課程の内容等について、調査研究していきたいと考えてございます。

8点目のご質疑の教育施策面について、お答えをいたします。

教育部では、児童生徒の学力向上を再重要課題と捉え、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。そのため、教育総務課中心の取り組みから、教育総務課を中心としつつも、生涯学習課、岩出図書館、民俗資料館との連携をより強化し、教育部全体で学力向上に取り組んでまいります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今るるお答えをいただきました。人口減少という点においては、出生率の向上というような点なんかも説明をいただきました。そういう点でいうと、まさに子育て支援策、これを充実していく、そういう考えなのかなというふうに認識をします。

しかし、この間、一般質問などを通じて、本当に岩出市、人口減少に対して施

策を進めよう、こういう姿勢は本当にあるのかどうか疑わしい視点があります。例えば、保育料の問題なんかにおいても、市長みずから人口減少に対しての保育料の引き下げは考えない、こういうような答弁なんかもされてきています。

そういう点においては、この人口減少、歯どめを本当にかけていくつもりなのか。言葉では、そういう言葉を使っても、本当に市の姿勢がそういう視点の行政、これが求められているのではないのかなと感じるところがあります。

こういう点においては、岩出市として、今言われた出生率の向上なんかについては、今後どのような形で子育て支援策、制度面、これを進めようとしているのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

2点目に、岩出駅のバリアフリー化、簡単にお答えをいただきました。私、全体構想という部分なんかもお聞きしたんです。岩出駅のエレベーターをつけるという形であるとすれば、岩出駅の駅の庁舎、駅舎そのもの自身は、これは変わると思うんですね。そういう部分でいうと、今の既存の岩出駅の駅舎、これは全体的に大幅な改造、こういう計画があるのかどうか、こういう点について改めて、全体的に岩出の駅、今の岩出の駅がどのように変わろうとしているのか、そういう計画の中身、もう少し詳しくお聞かせさせていただきたいと思います。

それと、市民プールの建設ですが、議会にも報告をする、こういうようなことを言われましたけれども、大体いつごろ、そういう報告というものができる形になるのか、時期的にはどのような形で報告できるのかという点、こういう点をお聞きをしたいと思います。

それと、6点目の子ども・子育て支援計画についても、2,000世帯の方が対象だという形になっています。その点では、貧困の実態なんかも含めて、多分、調査なんかはされると思うんですね。だから、そういう点でいうと、設問そのもの自身は30から40ぐらいあるのか、それとも50問ぐらいの設問があるのか、そういう設問の中身という部分、わかっている範囲で結構ですので、大体この設問というのがどういような形の大きな項目だけでも、こういうことを聞きますよと、こういうことを調査するんですよというのを、もしわかっていれば、ちょっとお答えいただけたらなというふうに思います。

それと、敬老会です。敬老会の点については、今年度まで行われてきました。敬老会、ご存じのように、駐車場、今度、市民プールが建てられる、そういうあの場所、車がいっぱいですね。この前も人権学習か何かのときには車が入り切れないぐらいの、そういうような駐車場の利用がされました。そこに市民プールを建てる。

敬老会を初めとした駐車場問題、こういう点については、市としてどのような対応を考えておられるのか。特に、敬老会なんかも、実際には来られる駐車場の確保、そういう部分についてはどのように考えておられるのか、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、抜けましたけれども、中高一貫校、この調査研究、この点については、今後、中高一貫校についてのこういう調査研究、いつまで続けるつもりなのか、いつ結論を出すのか、市として、この中高一貫校の問題について、結論はいつ出すつもりでいてるのか、この点についても再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 1点目の再質疑にお答えいたします。

人が住む場所を考えるに当たりましては、人それぞれの価値観や判断基準があるのかなと思います。増田議員のご指摘は、増田議員の価値観に基づくものでありまして、全ての人がそうであるとは限りません。

人口ビジョンの策定の際に、定住・移住アンケート調査というアンケート調査を行っております。これは対象者は、平成25年、26年度の2カ年の転入・転出者2,000人を対象としたものでございまして、岩出市に住んでよい点、悪い点を聞いております。よいと感じる点につきましては、買い物などの利便性、これがいい。それから、住環境がいい。また、道路環境がいい。こういった意見が多いということで、都市基盤の充実というものを上げられております。

子育て支援面ということで、今、ご指摘ございましたが、子育て支援だけがまちづくりではございません。本市としましては、先ほど申しましたように、社会増減、自然増減、こういった視点を持って、福祉面においては、高齢者福祉も含めて、あらゆる世代のバランスを考えた福祉施策に取り組んでまいります。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

2番目の岩出駅バリアフリー化ですけれども、西日本旅客鉄道の計画によりますと、エレベーターの設置、現在の跨線橋を撤去し、ホームの北のほうにエレベーターを設置し、跨線橋を新たに設ける。それから多機能トイレの新設、それからスロープの整備等、あとはホームのかさ上げ、それをする計画と聞いてございます。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員再質疑のプールについての説明の時期ということですが、現在、国会のほうで予算審議が行われてございます。国の予算成立後、県を通じて、岩出市のほうに補助金の交付決定が届くことになるかと思えます。繰り返しになりますが、補助金の交付決定後、議会へも説明をさせていただきたいと考えてございます。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 増田議員ご質疑の6点目、お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、具体的な設問内容等につきましては、まだ決まっておりません。来年度、県が実施いたします実態調査の設問内容を参考に、岩出市子ども・子育て会議の意見等も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 敬老会の駐車スペースにつきましては、昨年度に駐車場の見直しを行ったことにより、ことしは大きな問題はなかったと認識しております。今後もプールの状況を見ながら、必要時には近隣公共施設の駐車場を活用することで、混雑の解消を図ってまいります。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

中高一貫校につきましては、あくまでも、県立中学校設置は県教育委員会でありませぬ。ただ、市政懇談会では、以前から那賀高校への県立中学校設置を望む声が多数寄せられ、市民の中にも引き続き県立中学校設置を望む声が多数あることから、今後も県教育委員会に情報提供や共有、連携していきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出駅のバリアフリー化の点です。今、説明では、エレベーターそのものについては、駅舎ですか、それは多分さわらないという中で、北のほうにつくるというようなことを言われました。このエレベーターの位置ですね、北のほうにつくると言われるんだけれども、大体ホームのどの辺ぐらい、中心ぐらいのところになるんでしょうか。やっぱりエレベーターそのもの自身、北のほうと言われても、やはり利用される方というのは、やっぱり社会的弱者の方だと思うんですね。

そういう点で、市として、駅のほうにつくるという、こういう構想に対して、市としてどのような意見とか、そういうものというんですか、JRに対して提言とい

うような形で声を上げられてきたのか。

そして、駅の北のほうですか、北のほうにつくるんだというんだけれども、先ほども言ったけれども、駅の大体ホームのどの辺の場所につくられる予定になっているのかという点、この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、中高一貫校の調査研究については、今のお話だったら、結論出さないと。結論を出さないと研究ばかりすると。あくまでも、これについては県の問題だというような認識だと思うんですが、それじゃあ、私だめだと思うんですね。やはり岩出市として、一定の結果ですか、結論というの、やはりこれは出すべきだと思うんです。そういう点では、結論はもう一切出さないと。今後も、ずっと5年も10年も続けていくというそういう考えなのか、この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、総体の絡みの事業に関しての駐車場問題ですね。この点については、いろんな、敬老会だけじゃなしに、やはり既存の今の駐車場を利用してつくるということなので、教育委員会として、少なくなった駐車場、この点については、将来的に拡幅していく、駐車場を広げていく、減った分だけ、少なくとも確保していく、そういうような対応なんかは、現時点で、市としてはどのように考えておられるのかという点、この点、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

エレベーター設置ですけれども、これにつきましては、現在の跨線橋が使えないということで、それよりも北になるということで聞いてございます。

○増田議員 大体の場所はわからへんの。

○木村総務課長 場所的には北ということで聞いておるだけで、詳しくは。

失礼いたしました。市の意見としましては、あくまでも、これは西日本旅客鉄道の事業となつてございますので、市としての意見というのは、今のところは出してございません。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再々質疑についてお答えいたします。

繰り返しになりますが、市民の中に、那賀高校への県立中学校設置を望む声が多数あることと、平成26年度にこの市議会の皆様から、県教育委員会へ要望書が提出

されております。そういうふうな応援していただいているということもあり、引き続き県教育委員会のほうに県立中学校設置を要望してまいりたいと思っております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 再々質疑の駐車場の件でございますが、駐車場拡張につきましては、現時点では考えてございません。先ほど長寿介護課長が答弁したとおり、混雑時には周辺公共施設の利用により、解消できるものと考えてございます。

○吉本議長 続きまして、議案第27号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第27号、国民健康保険税の予算です。今年度の予算については、広域化ということと絡んで、大きな変化が出てきているという状況だと思います。そんな中で、今年度の国保加入者数、これをどう見込んでいるのか。前年比との増減、説明では若干世帯数の減というようなことなんかもありましたけれども、一般被保険者数、退職被保険者数、改めて見込み人数、これをお聞きをしたいと思います。

2点目に、国保税算定、ここにおいては前年比、21%以上もの減、金額にして2億7,000万円以上もの減額予算というふうになっています。この理由、この点についてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

3点目には、国保の運営協議会資料、請求をしていただきましたけれども、その中には最高限度額の引き上げというものも、この運営協議会の中では議論もされています。そういう状況のもとで、2点目とも絡むわけなんです、今年度における国保利用者の税率、この点についてはどのようになっているのか、変わっているのか変わっていないのか、この点お聞きをしたいと思います。

4点目として、延滞金収入、この点については、前年度、この金額が大幅に引き上げられて、前年度3,000万円という予算が組まれました。今年度も同じように3,000万円を見込んでいます。そんな中でこの間の徴収、そういう部分については、数十万円一括して払いなさいと。中には100万円は、はるかに超える、まさに100万円単位の一括的な取り立て、こういう部分なんかも見られてきています。この点では、この3,000万円見込んでいるわけなんです、徴収対応、こういう点については、市としてのどのような対応をとっていくという考えなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の今年度の国保加入者の見込みについてですが、平成30年度当初の一般被保険者数は1万2,680人、前年比で268人の減少を見込んでおります。また、退職被保険者数は173人、前年比で105人の減少を見込んでおります。

次に、2点目の国保税算定において、前年比21%減、2億7,000万円以上もの減額予算となっている理由についてですが、これまでは各市町村において、保険給付費の伸びを見込み、それに見合う国保税額を算定しておりましたが、平成30年度からの国保広域化に伴い、保険給付費全額が交付金により措置される一方、徴収した国保税は、納付金として県に納付する納付金方式に変更となります。

また、県に納付する国保事業納付金には、平成30年度以降、国から財政支援される1,700億円が反映されており、市町村の財政負担の緩和が図られていることなどから、前年度予算額と比較しますと、大幅な減額予算となっております。

次に、3点目の今年度の国保利用者の税率についてですが、国保広域化に伴い、各市町村は県から提示された国保事業費納付金を納めるために必要な標準保険料率を参考に、市町村が国保税率を決定することになります。市としましては、制度の移行の期間であることや、県による過去データからの推計値に基づく標準保険料率の提示であることなど、総合的に勘案し、平成30年度国保税率は、現行税率から改定せず、据え置きとして進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の延滞金の徴収対応についてですが、延滞金は納期内納税者との公平性を確保するための制度であることから、平成30年度も引き続き国保税同様、適切に徴収業務を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、国保税そのもの自身の税率、これについては変わっていないという説明でした。ところが、国保加入者数、この点については、一般被保険者数268人の減、退職被保険者数105名減、373名減ただけなんですね、総数で。ところが、2億7,000万円以上も国保税そのもの自身下がっている。言うならば、見方によると、わずか370人減ただけで2億7,000万円、税率が変わらなくて、なぜ国保算定で2億7,000万円が下がるのか、ここが私わからないんです。

税率は変えていない。世帯なんかもほとんど変わらない。そんな中で、この2億7,000万円下がるというのが、なぜ、この2億7,000万円、国保税収入が下がるのか、ここがわからないので、改めて、なぜそういう形になるのかという点、ちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思うんです。

そして、国保税算定で、5分の1以上減った中で、例えば、1人当たりの国保税、この点については、国保税が下がると思うんですが、この点について、1人当たりの国保税、この辺についてはどれぐらい下がるような形になるのか、この点ちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをいたします。

最初、300人減でありながら、なぜ国保税が下がるのかというお尋ねでありますけれども、あくまで、先ほど申し上げましたとおり、予算組みの編成の方式が、今までの保険給付に対するものから納付金に対する納付金方式に変更した、そのことが影響しております。その方式の変更によりまして、直接的に比較をされましても、それはちょっと筋の違う、性質の違う数字ということになってございます。

1人当たりの保険税額についてであります。1人当たりにつきましては10万4,202円と。30年度に至りましても税率改正がございませんので、1人当たりについては変わらないということで想定をしております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明聞いても、私、やっぱり理解できないんですね。例えば、改定しないということであれば、去年と同じ形の、所得なんかで若干変わってるんだけど、税率そのもの自身を変えないというのであれば、やはり国保の家庭、人数も変わらないと。所得もそんなに、言うほど、今上がってきていないという中で、所得なんかもほとんど変わらないと。人数も変わらないと。税率も変わらないと。そういう部分だとしたら、国保税の税収そのもの自身は、去年とほとんど差はないというふうになるのではないかなと、税収で言うたらね。

ところが、しかも、人数で言うても、そんなに言うほど保険者数なんかも変わっていないという中で、税収そのもの自身が、ほとんど去年と変わらない人が大半であるにもかかわらず、なぜ、税収が下がるのかと、この点がどう考えても、私、理解がちょっとしにくいんです。そういう点で、なぜ税率も変わっていないにもかかわらず、2億7,000万円下がるのか。この点だけ、ちょっと改めて説明いただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

所得、人数等、変わらないのにもかかわらず、なぜ保険税全体が下がるのかというご指摘でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、交付金方式による予算組みということで、こういう数字になってございます。

差額につきましては、今までの財政方式から県による広域化の財政方式に変更される結果、また、平成30年度から国の財政支援が1,700億円、その財政支援の分が、今まででしたら直接市に入ってた分が、県を通じて、これからは入ってくるようになってまいります。その効果もございまして、2億7,000万円以上の差ということが出ているかと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第26号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 議案第26号、新年度予算について質疑を行います。

市税の増加する要因についてであります。個人、法人、軽自動車、都計に関して。

次に、寄附金に対する取り組みについてですが、これについての方針をお聞かせください。

それから、超過勤務手当の増減について、全体として、どのような予算組みをしてきたのか。昨年比として、どのように減少した予算になっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、訪問理美容サービス委託料の件数についてお聞きします。

それから、子ども医療扶助費の積算根拠、これについてお聞きをいたしたいと思います。

それから、国保特別会計繰出金の根拠について、お聞きをしたいと思います。

それから、養護老人ホーム措置費の対象者はどうなっているのか、お聞きをしたい。

それから、公共施設の下水道設備に関して、現在完了しているところと、今年度接続するところ、未接続施設名についてお聞きをしたいと思います。

それから、あいあいセンター外灯交換工事の内容について。

それから、A型・B型就労支援の人数について、過去3年間の推移についてお聞きをしたい。

それから、私立保育園、認定こども園、地域型保育の各人数について、どのようになっているのか。

それから、山崎保育所駐車場の増設に関して、何台分、駐車場が増設されるのか。保育所等整備交付金の内訳についてお聞きをしたい。

それから、生活保護、生活扶助、葬祭扶助の対象者数、過去3年間の推移について。

那賀病院の分担金について、根拠をお聞きをしたいと思います。

それから、妊婦健診の委託料、これについては初回から数回にわたって実施をされると思うんですが、詳細にその内訳、その内容について求めたいと思います。

火葬場委託料の詳細を求めます。

それから、自転車等委託料の内容について。

防犯灯ポール設置・撤去工事の内訳、これについてお聞きをします。

那賀衛生組合負担金の積算根拠を求めたいと思います。

それから、LED防犯灯設置の予定件数についてお聞きをします。

岩出クリーンセンター委託料の積算根拠、これについてお聞きをいたします。

それから、農業次世代資金、これは何人を予定しているのか。

紀泉台の調整池工事に関して、これについてお聞きをしたい。

県営ため池負担金に関して。

水路改修工事に関して。

それから、ふるさと岩出市委託料、これは何件を想定して予算組みをされているのか。

それから、岩出市商工会補助金の積算根拠について。

中小企業補助金に関して、過去3年間の件数と推移。

安全対策工事について、これはどこをするのか。

それから、耐震診断改修事業の件数予定はどうなのか。

高齢者用スポーツ施設整備に関して。

それから、デジタル無線についてであります、これは先ほども増田議員がご質疑されましたが、工事、設備、ここら辺について、市民生活の上でどのように改善されるのか、これらについてお聞きをしたいと思います。

それから、那賀消防組合の負担金の内訳とその根拠について。

それから、那賀地方教科別負担金について。

スポーツ安全協会傷害保険について。

それから、外国青年語学賃金について、小学校にも配備するというのですが、この内訳についてお聞きをしたいと。

簡易専用水道検査料という項目があるんですが、これは何カ所あるのか。

それから、各小学校トイレについて、改造計画。

私立幼稚園奨励費の具体的内容について。

地域活動連絡助成金の使途先はどこか。

それから、船戸山古墳についてですが、今後、柵を設置するということではありますが、今後の活動方針についてお聞きをしたい。

それから、各種教室講師謝金の内容について。

プール建設工事については、たびたび質疑をしておりますが、その内容、それから完成見通し、ここら辺について重ねてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出駅のバリアフリー化負担金、今も議論になりましたが、先ほどの答弁ではJRがすることなんだということなんですが、市の財源で2分の1、約4,000万を支出しているわけですから、岩出市としての意見を申し述べるべきであると思うんですが、これらについてどのようなお考えなのか。

それから、マラソン参加者の推移について、過去5年間ですね。

それから、この30年度予算に込められた全体としての思いと特徴について、お聞きをいたします。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の質疑について答弁をいたします。

一番最後に、尾和議員が聞かれた30年度予算に込められた思いと特徴は何かについてですが、第2次岩出市長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、まちづくりを進めるとともに、地方創生を軌道に乗せるため、引き続き市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、健全財政の堅持を財政運営の軸として予算編成に取り組みました。

予算編成に際しては、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上に重点を置いた予算を計上しています。

それから、寄附金に対する取り組みについてですが、ふるさと納税制度を活用し

た寄附をいただいた方を対象に、地元特産品等のPR、販路拡大等による地元事業者の活性化を図るため、地元特産品を返礼品として贈呈する取り組みを行っています。

以上です。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず、超過勤務手当の増減についてですが、当初予算ベースで、平成30年度が7,538万5,000円、平成29年度が7,301万円であり、237万5,000円の増額となっております。

続いて、デジタル無線の整備工事に関してですが、市民への影響につきましては、まず、防災行政無線は地域住民に迅速かつ的確な災害情報を提供し、市民の生命、身体、財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段でございます。

直接的な効果については、先ほどの増田議員のご質疑に答弁したとおり、高品質でクリアな音声放送が可能、文字入力による音声放送が可能となり、正確かつ均一の内容での放送が可能、操作卓から屋外スピーカーの音量調節が可能になり、難聴等への迅速な対応が可能となるものでございます。

続きまして、那賀消防組合負担金につきましては、内訳につきましては、消防費負担金12億2,004万9,000円、これを那賀消防組規約第13条に基づき、紀の川市と均等割20%、人口割30%、利用割50%で負担しており、岩出市の分担割合は44.48%となっております。

続きまして、岩出駅のバリアフリー化ですが、岩出駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、西日本旅客鉄道株式会社が岩出駅にエレベーターやスロープ等を設置し、バリアフリー化を図るもので、市が負担すべきものは負担し、市が行うべき事業も勘案しながら進めるものでございます。

以上です。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 1点目の市税の増加する主な要因といたしましては、個人市民税につきましては納税義務者の増、法人市民税につきましては企業業績は堅調であると考えておりますが、平成29年度と比べ、わずかに減少しております。

軽自動車税につきましては課税台数の増、都市計画税につきましては宅地開発及

び新築・増築家屋の増によるものでございます。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 ご質疑のA型、B型就労支援の人数はどうか。過去3年間の推移についてお答えします。

各事業について、1人1カ月を1件として、年度別の実績を述べ件数で申し上げますと、就労継続支援A型は、平成26年度、393件、平成27年度、386件、平成28年度、416件となっております。

次に、就労継続支援B型は、平成26年度、851件、平成27年度、927件、平成28年度、926件となっております。

続きまして、生活保護費、生活扶助費から葬祭扶助費の対象者数はどうか。過去3年間の推移について、お答えします。

各扶助の人員について、1人1カ月を1件として、年度別の実績を述べ人数で申し上げます。なお、葬祭扶助費のみ実人員となります。平成26年度、生活扶助費3,439人、住宅扶助費3,091人、教育扶助費350人、介護扶助費752人、医療扶助費3,143人、生業扶助費102人、葬祭扶助費6人。次に、平成27年度、生活扶助費3,710人、住宅扶助費3,310人、教育扶助費319人、介護扶助費871人、医療扶助費3,485人、生業扶助費78人、葬祭扶助費6人。続きまして、平成28年度です。生活扶助費4,069人、住宅扶助費3,652人、教育扶助費282人、介護扶助費1,074人、医療扶助費3,832人、生業扶助費111人、葬祭扶助費11人となっております。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 お答えします。

1点目、私立保育園は2施設で318人、認定こども園は2施設で392人、地域型保育施設は2施設で42人を見込んでおります。

2点目、山崎保育所の駐車場増設につきましては、60台程度確保を予定しております。

3点目、予算計上している保育所等整備交付金の内訳については、私立しらゆり保育園のトイレ等改修工事及び下水道排水切替工事になります。

4点目、私立幼稚園就園奨励費は、私立幼稚園に就園する園児の保護者負担の軽減を図るため、保育料の一部を幼稚園を通じ、申請のあった保護者に返還する制度となっております。

以上です。

○吉本議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 火葬場委託料の詳細を求めるについて、人件費など、火葬場の運営に要する経費708万2,460円、光熱水費や修繕など施設の維持管理に要する経費589万920円、合わせて1,297万4,000円となっております。

次に、自転車等委託料の内容はどうかについて、自転車等整理業務委託料については、岩出駅前、駅前ライブラリー、岩出地区公民館、船戸駅前の4カ所の駐輪場の自転車等の整理を行うものです。内容といたしましては、利用者数が多い時間帯である午前7時15分から午前8時45分を作業時間として、4人体制で、年間206日の自転車等の整理を行うものです。

次に、防犯灯ポール設置・撤去工事の内容を求めるについて。防犯灯ポール設置・撤去工事については、防犯灯設置工事が20カ所、70万2,000円、防犯灯ポール設置工事が10カ所、64万8,000円、防犯灯ポール撤去工事が5カ所、10万8,000円となっており、合わせまして145万8,000円となっております。

次に、那賀衛生環境整備組合負担金の根拠につきましては、那賀衛生環境整備組合同規約第13条の規定に基づき、均等割20%、人口割30%、利用割50%の割合で算出した額を負担金として支出しております。

なお、負担金全体に対する本市の負担割合は45.01%となっております。

次に、LED防犯灯設置の予定件数につきましては、予定件数200基に対する補助金でございます。

○吉本議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 岩出クリーンセンター運転管理委託料につきましては、運転員22名の人件費として1億1,280万円、点検補修費として3億2,597万6,000円、ガス・水道・電気料金として1億2,555万円、薬剤費として3,599万9,200円、その他保険費用として450万円、総額6億482万5,200円に消費税を加え6億5,321万1,216円となります。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 総合保健福祉センター（あいあいセンター）駐車場屋外灯照明器具交換工事につきましては、老朽化した外灯をLED照明に交換していくものです。

次に、那賀病院の分担金につきましては、公立那賀病院経営事務組合同規約第14条において、均等割20%、人口割30%、利用割50%で、紀の川市と分担して負担しております。岩出市は、全体の39.8%の負担となっております。

次に、妊婦健診につきましては、妊婦さんの健康状態や赤ちゃんの育ちぐあいを見るために、身体測定や血液、血圧、尿などの検査をするものですが、この委託料につきましては、平成28年度の1人当たり実績平均単価8万1,570円に、想定人数500人を乗じて算出しております。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 子ども医療扶助費の積算根拠はどうかについてですが、未就学児及び小学生入院扶助費につきましては、過去3年間の扶助費に基づき、中学生入院については、拡充後の実績をもとに算出しております。

また、小中学生外来に係る扶助費につきましては、国民健康保険の小中学生の平成26年度から平成29年度上半期までの外来の医療費の実績をもとに、社会保険の推計値を加えて算出しております。

次に、国保特別会計繰出金の根拠についてですが、法定内の繰り出しにつきましては、保険基盤安定負担金は、国民健康保険法に基づき、また地方財政計画に基づく市町村の地方財政措置である財政安定化支援事業や出産育児一時金、事務費などは、国の繰出基準に基づき、繰出金として予算計上しております。また、法定外の繰り出しにつきましては、地方単独事業の医療給付費波及相当分として、県の基準に沿って一般会計から繰り出しております。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 ご質疑、訪問理美容サービス委託料の件数については4件分です。

次に、養護老人ホーム入所措置費の対象者につきましては、4施設、8人分です。

○吉本議長 土木課長。

○田村土木課長 紀泉台調整池しゅんせつ工事についてですが、紀泉台自治会南側、富田病院西側に設置している調整池内に堆積した土砂をしゅんせつする工事です。

次に、県営ため池負担金に関してですが、県事業で実施する根来地区の住持池と山地区の大池の改修事業による負担金です。

水路改修工事についてですが、岡田大門水路改修工事420万円、波分村東水路改修工事111万円、北大池荒間水路改修工事205万円、根来小田水路改修工事119万円、西安上荒神水路改修工事56万円、中迫水道水路改修工事229万円、波分村東用排水路改修工事300万円、波分川管理道草刈り工事60万円、土地改良区管理施設合流河川しゅんせつ工事267万7,000円です。

なお、以上の金額は概略設計によるもので、今後、詳細設計においては、工事費

削減に努めてまいります。

次に、交通安全施設費の安全対策工事についてですが、市道において、危険な箇所カーブミラー及びガードレール等の設置工事や道路区画線等の設置工事を実施するもので、特定の箇所は設けてございません。

また、道路照明灯につきましては、歩道設置工事を施工している市道山西国分線等道路照明灯設置基準に適合している箇所に設置するものです。

次に、高齢者用スポーツ施設整備についてですが、市長の施政方針のとおり、岩出市行政区域内の紀の川左岸河川敷を占用することで、国土交通省と協議を重ねてきましたが、昨年10月の台風21号で、予想以上に水位が上昇したこと、また、岩出市域の状況を考慮し、整備内容につきましては、住民の皆さんのご意見をお聞きしながら実施設計に取り組んでまいります。

○吉本議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 耐震診断、改修事業の件数はどうかについて、木造の耐震診断28件、非木造の耐震診断2件、耐震設計12件、設計審査12件、耐震改修12件、耐震ベッド・シェルター2件を予定しています。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業次世代人材投資資金については、新規候補対象者1人を予定しています。

ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料につきましては、件数での積算はしてございません。

岩出市商工会補助金につきましては、岩出市商工会補助金交付要綱に基づき、事業計画、収支予算書等を厳正に精査し、予算の範囲内で必要な経費についての補助金額を算出してございます。

申しわけございません。

中小企業利子補給金につきまして、平成26年度、134件、平成27年度、139件、平成28年度、140件となっております。失礼しました。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 公共施設の下水道接続に関して、完了及び未接続施設についてでございますが、市の排水設備のある公共施設の接続実績につきましては、供用開始している19施設のうち、サンホール、さぎのせ公園、紀泉台公民館、上岩出児童館、市民総合体育館、岩出中学校、市立体育館、中央公民館、紀泉台配水池、岩出市役所、山崎保育所、大池児童館、山崎公民館、水栖大池公園の14施設が接続

しています。

なお、未接続の山崎小学校は平成30年度に接続、学校給食共同調理場、中央小学校、岩出第二中学校は平成30年度に設計業務を行い、平成31年度に接続する計画です。また、社会福祉法人ようすい会山崎北保育園も平成31年度に接続すると伺っております。

以上です。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 那賀地方教科別研究会負担金については、児童生徒の学力向上等に資するため、各教科別研究会への補助金です。

スポーツ安全協会傷害保険料については、岩出アスリートクラブの児童及び指導者の傷害保険料です。

外国青年語学賃金につきましては、小学校につきましては新規採用者ということで月額28万円、現在、中学校へ行っている者につきましては、再任用2年目から月額30万円となります。

簡易専用水道検査料につきましては、何カ所かということですが、全小中学校全てにございます。

各小学校トイレについて、改造計画はにつきましては、小学校のトイレは男女別であり、個別は和式と洋式、両方あります。今後は、改修等の際には生活スタイルの変化に合わせて、随時洋式化も検討してまいります。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 地域活動連絡助成金の使途につきましては、青少年の健全育成を図るために活動する岩出市地域活動連絡協議会への助成金でございます。

次に、船戸山古墳につきましては、船戸山古墳は、和歌山市との2市に所在していることもありまして、今後の活用方針は、県指定でございますので、和歌山県が関係機関と調整して検討していくこととなります。

次に、各種教室講師謝金についてですが、文化教室、パソコン教室、子ども講座、成人講座、ふれあい学級、家庭教育学級の講師謝金でございます。

次に、市民プールに関してですが、内容につきましては、現計画では、災害時に避難施設となる岩出中学校や総合体育館への避難者に対して、約1カ月分の飲料水等を供給できる屋外型浄水機能を有するプールの建設となります。なお、工期は6カ月程度必要と考えてございます。

次に、マラソン大会についてですが、参加申し込み者数でございますが、平成25

年度、3,166人、平成26年度、3,085人、平成27年度、3,008人、平成28年度、3,234人、平成29年度、2,974人となっております。

以上です。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

午後2時35分から再開いたします。

休憩 (14時20分)

再開 (14時35分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　ご答弁いただいた順番には質疑をすることが、ちょっと順番がわからないんで行いませんが、まず、一番最後のところから、30年度の予算に込められた思いと特徴についてでご答弁をいただきました。

今、岩出市の一番の課題は、やはり他の地方自治体にも特に強調されているのが、少子高齢化に向けた子育て支援、この点が一番重要な課題になっております。中でも、国の予算等でも、保育所、幼稚園については、無料化の問題が議論されておりますし、子ども医療の問題でもしかりであります。

その点から言いますと、岩出市がなぜ中学校まで医療費の無償化を予算の中に組まないのか、この点が、私としては理解ができません。再度、その予算組みをしなかった理由について、ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、岩出駅のバリアフリー化の問題で、総務課長が、JRのやることやから、市としてはその件について意見が言えないんだというニュアンスのような発言をされました。しかし、この財源、8,000万余りの財源で、国が4,000万、市の財源でその2分の1を使うわけですから、当然、JRと岩出市とは密接な岩出駅のバリアフリー化に向けた点については意見も言えるし、こういう市民の要望に応じて、忠告なり、こういうようにやってくれということは、当然言うべきだと私は思うんですが、その点について、再度、岩出市の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、市税の増加の問題であります。一方で、岩出市民の人口減少の中と言われる一方、今回の予算組みでは、個人、法人、軽自動車税、都計、いわゆる土地開発に伴う収税は増加をしていると。市の言われる答弁と、予算組みの中での答弁

と、実態の数字というのは乖離しているのではないかと思わざるを得ないんですけども、この整合性について、岩出市はどのように、この予算組みの中で反映をしてきたのかということ再度お聞きをしたいと思います。

それから、寄附金に対する取り組みですが、振興課長も税務課長も答弁されましたが、ふるさと納税のこの取り組みについては、岩出市もホームページで掲載をして、多くの方が岩出市へのふるさと納税、寄附金というのを取り組みをやっとされておりますが、岩出市から他の市町村に寄附をしますと、住民税の2,000円、それ以外については住民税の関係でマイナスになっているというのが実態ではないかと思うんですね。

そういう意味では、それをプラスマイナスゼロぐらいに持っていくためには、岩出市に多くふるさと納税への寄附金を誘導的に勧誘していくという取り組みが大切ではないかと。振興課長は、件数は考えてないと言いながら、この予算組みの中で、約100万余りを岩出市寄附金に充てるということで、普通二、三千円の物を返すとすると、50件ぐらい予算組みをされたんたかなというふうに思って質問したんですが、件数については、ただ漠然と、100万を組んだというような意味合いのことしか言われてませんので、その点について、再度お聞きをしたい。

それから、超過勤務手当については、典型的に、過年度別に、どういう傾向になるのかということで、私はこの増減はどうなっているのかということこの予算組みの中でただしたんですけども、担当課長は270万ぐらいの増額予算をしたということをおっしゃいました。いかんせん、超過勤務をいかに減らしていくのかということが求められると思うんですけども、逆に、超過勤務手当を増額している。

そうしますと、36協定の締結をして、また新年度も締結されて、届け出をされると思うんですが、その超過勤務による職員の過労を、それからストレス、そういうものを考えますと、いかにして超過勤務を減らしていくのかと。全体的な流れとして取り組みをすべきだと。超過勤務を減らせないんであれば、仕事が多いんであれば、職員数を増加をさせていくという取り組みも一方ではしなければならないと思うわけでありまして。

そういう意味で、なぜ今年度、こういうような超過勤務増額をしていくのかと。目標値をどのように定めて取り組みをされたのか、再度お聞きをしたいと思っております。

それから、順不同になりますが、公共施設の下水道接続についてであります。これは公共下水道が開始をされまして、その当時から、公共施設の施設については、

供用開始ができる施設については早期に接続をするというのが、岩出市の方針にしてほしいということをつたひつたつた求めてきたわけでありまふ。

今、課長のほうからありましたが、そうすると、岩出市の公共施設下水道接続については、完了予定は何年度で達成していくのか、そこの点を再度お聞きをしておきたいと思つております。

それから、生活保護の問題であります。生活保護の問題は、今切り下げられて、非常に厳しい状況の中で生活保護を受給されている皆さんが現におられるわけで、その一方で、生活保護から脱却して、就労していくと、そういう取り組みが並行して岩出市の中で確立しない限り、生活保護費が増大をするというイタチごつこの関係になるわけですから、その両面の対策をどのようにしていくのか。生活保護費を減らすためには、一方で就労支援の取り組みを強化をしていくということがあつてしかるべきではないかと考えておりますが、そこの取り組みをどのようにしていくのか、岩出市の方針を聞かせてください。

それから、那賀病院の分担金の件であります。昨年比べて、また増額をして、今年度の予算では3億8,900万余りの予算計上がされております。私は、必要なものは、当然、那賀病院でありますから、紀の川市と岩出市で拠出をするということは否定をしないんですけども、12月の議会でも私はこの問題について指摘をいたしました。那賀病院における労働管理の問題については、やはりこれだけの金を拠出しているわけですから、第三者の立場で傍観するということは、決して許されないと思つております。

この問題について、那賀病院の各職員の勤務実態というものをもっと岩出市においても責任を持って対応するという姿勢がなければならないと思つますが、岩出市の考えをお聞かせください。

それから、外国青年の語学賃金の問題で、小学校に配置をするということでありまふが、各小学校1名でありますと、1週間に全部回りますと1日程度になろうと思つわけでありまふが、どういうローテーションでこの外国青年の語学指導をしていくのか、ここら辺についてどのような考え方があるのか、お示しをしていただきたいと思つます。

それから、船戸山古墳の問題であります。これはあそこに古墳があるということは、我々も先人から聞いておりますが、この船戸山古墳について、県の管轄とはいへ、岩出市がどうつうように、これからコミットしていくのか。そして、船戸山古墳の過去の歴史を市民がそこに行けば見れるような状態になるのか、ここら辺につ

いて年度別にどういう方針で取り組まれようとするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、妊婦健診の委託料について、詳細を求めるということで、私はこの質疑の中に書いております。妊婦健診については、妊娠と同時に健診がスタートするわけでありますが、県の担当課に問い合わせたところ、実施母体は岩出市なんで、その詳細については市のほうで聞いてくれというお話でありました。

妊婦健診の初回が1万5,000円から始まりまして、それから各段階で3,000円とか5,000円とか、そういう内容であります。その内訳について、ワクチンとか打つわけですから、そのときの金額、これについて詳細に、再度お聞きをしたいと思います。

この予算が4,000万から支出をしているわけでありますが、先ほどの答弁では、1人8万何ぼで、500人を想定しているということで、500の方が出産をされるという想定のもと、組まれたということでもありますから、その内訳を求めておきたいと思えます。

それから、LEDの防犯灯設置件数については、200基をするということですが、これは防犯灯、いわゆるこの防犯灯というのは、市道並びにそういうところに設置をされる件数かなと思うんですが、各自治体におけるLEDの防犯灯設置件数について、この中に含まれるのか、交換時のLED化についてどうなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出クリーンセンターの委託料の問題であります。委託業者、それとこれは委託業者がそのまま毎年毎年入札、公募じゃなくして、指定業者みたいにそこに業者がいてるということは好ましいことではないなど。公募入札をして、その維持管理の業者選定をする必要性が、私はあると思うんです。

そして、委託料の件については、なるべく抑えていくという努力もしていかないと、膨れる一方ですから、今年度予算案6億5,000万余り組まれておりますが、そこら辺に関する考え方についてお聞きをしたいと思います。

それから、農業次世代資金について、これ1名予算を組んでいると。しかし、補正予算では1名組んでいたけども、実質的にはゼロだったということで、今年度の予算で、1名をどのようにして、次世代に農業をしていただく人を公募して、求めていくのか、その取り組みが求められると思うんですが、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、紀泉台の調整池のしゅんせつについてであります。これについては

350万余り組まれておりますが、この調整池について、私、ちょっと疑問なんです、この調整池の所有者、これはどこなのか。岩出市なのか、岩出市であれば、当然、調整池のそういう工事については持ち出しでやっていいと思うんですが、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、水路改修工事に関してであります、この予算の中に、1点、私は市民の方から要望を聞いておりました高瀬団地内のミレニアオークワから排水して、高瀬団地、この前の21号のときにオーバーフローして、団地内の道路が約10センチぐらい冠水したということを知っております。

高瀬団地のミレニアオークワとの取り次ぎの点、ここについては、この予算の中に入ってないと思うんですが、これについて、予算組み、なぜしなかったのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、訪問理美容のサービスの件ですが、これは4件しか予算組んでないよということなんです、女性にとっては、男性もそうなんです、私が担当している高齢者の皆さんと話をして、女性はいつまでも美しくありたいという願望があるわけで、件数として4件というのは、非常に少ないんじゃないかなと。訪問して、各特養とか、そういう施設で必要な方にサービスを提供していくために、もっと積極的に理美容の支援を酌み上げていく必要があるんじゃないか、取り組む必要があるんじゃないかと強く感じているところであります。これについて、再度質疑をさせていただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、JR岩出駅のバリアフリー化ですけれども、先ほど質疑の中で、JRの工事で意見が言えないという答弁したとおっしゃいましたが、ちょっとそういう答弁をしてごさいませんので、申し上げます。当然、大切な税を使うものでごさいます。当然のことながら、市が負担すべきかどうか、十分精査して、今後進めてまいります。

次に、超過勤務についてですが、まず、30年度当初予算に関しましては、3%を削減目標としておりましたが、小中学校の通学区域見直しや、観光事業の強化、まちづくりとしての市民プールや避難所の建築、システムのクラウド事業など、新たな事業に対応するため増加したものでごさいます。

議員おっしゃるように、職員の健康の管理の観点からも、ノー残業デイの実施や

事務の効率化を図り、超過勤務の削減に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 市税の予算組みに乖離があるのではということですが、人口減とはいいましても、課税人口のほうはまだ減少していないと考えております。個人の市民税の納税義務者数が増と言いましたが、年々、平成26年度、2万3,690人、平成27年度、2万4,041人、平成28年度、2万4,612人、平成29年度は2万5,040人と見込んでおり、平成30年も2万5,470人と、まだ増加すると見込んでおります。

これにつきまして、市税の算出方法は、実際には、平成29年度の調定見込み額に国が示します地方財政計画の伸び率掛ける見込み徴収率を掛けて算出しております。私どもが独自で試算した結果も、これにほぼ一致しておりますので、乖離はないと考えております。

以上でございます。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑、生活保護受給者の就労支援をどうしていくのかについて、お答えいたします。

生活保護受給者につきまして、65歳までの稼働年齢層で疾病等問題ない方については、就労指導を今も行っているところです。

具体的に申し上げますと、保護開始時にそういった方については自立計画書を提出していただいて、就労指導してございます。また、福祉事務所内で独自に自立助長選定ケースを選定して、ケースワーカーごとに指導をしているところです。その際には、ハローワークと連携しながら進めてございます。

なお、なかなか就労に至らない原因が、いわゆる懈怠によるものに対しては、生活保護法第27条による文書指導を行うなど、厳しい指導も行っております。

また、生活保護法ではございませんが、生活困窮者自立支援制度の積極的な活用によって、生活保護に陥らないようなそういった制度もございまして、そちらのほうも活用してまいりたいと思います。

今後も生活保護の適正実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 LED防犯灯の区自治会も含まれるのかについてでございます。

このLEDの防犯灯設置補助につきましては、区自治会管理の防犯灯、蛍光灯の防犯灯をLEDに交換、切りかえる場合の費用に対して一部負担するものでございますので、全て区自治会に充てられるものでございます。

○吉本議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 クリーンセンターの委託料についてでございます。先ほど、委託会社と言われましたので、これは神鋼環境ソリューション、神鋼環境メンテナンスの関連子会社である岩出環境メンテナンスが運転委託を行っております。それは先に言うておきます。

続きまして、クリーンセンターは環境負荷低減をコンセプトに建設をしています。和歌山県では、唯一ごみからスラグをつくり、有効利用を行っているところであります。また、公害防止協定では、ダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等、排出基準を国の基準値の数倍から100倍まで、厳しく管理しています。この基準を厳守するためには、運転状況を常に厳しく管理するとともに、メーカーによる正しい点検整備を行わなければプラントの正常な能力を発揮できないことから、市では随意契約等行っております。

以上です。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 まず、那賀病院の負担金につきましてですが、議員、増額とおっしゃっていただいたんですけども、去年よりも1,167万1,000円減っておりますので、減額となっております。

それから、那賀病院の労働環境について、岩出市でも責任を持って対応しなければならないのではないかというご質疑ですけども、那賀病院も1つの一部事務組合として、自治体でございますので、その中に議会もございまして、そこで対応していただくべきかなと思っております。

次に、妊婦健診につきましてですけども、議員おっしゃられるように、県のほうで一括して契約を取りまとめていただいておりますんですけども、今回、ご質疑は平成30年度の予算についてということです。30年度につきましては、県からまだその金額等示されておられません。契約もまだ行っておりませんので、委託料の詳細はわかりません。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑で、子ども医療の無料化をなぜ行わないのかについて、お答えをいたします。

子ども医療費の無料化につきましては、第一義的には、国が対応すべきものと考えてございます。近年の少子高齢化の進行で、医療費が上昇し、社会保障費が増大する傾向が強くなってきております。その中で、医療費は相互扶助の精神で、応分の負担をもって支え合うことが必要と考えます。子育て中の保護者の皆様に、そのお子様に対する注意、関心、配慮をもって接していただくということが求められるのではないかと考えております。

そこで、市としましては、1割負担をお願いするというところで検討した結果でございます。

以上です。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 訪問理美容につきましては、対象を市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者であって、単身世帯、高齢者のみ世帯に属する寝たきり等の理由により、一般の理美容サービスをすることが困難な方を対象に実施してきておりましたが、介護保険制度の充実に伴い、サービスの利用実績が減少しまして、平成26年度から利用実績がない状態であります。

そういった状況において、市としましては、この事業を廃止とし、経過措置として、過去に利用実績のあった方みの適用とし、最終、その方が終了となった時点で、このサービスを廃止とする考えであります。

ですので、今回の4件分というのは、過去に利用実績のあった方、お一人、4回分の費用として経過措置として計上しております。

○吉本議長 土木課長。

○田村土木課長 紀泉台調整池の所有権は岩出市です。

それと、高瀬団地とミレニアシティの間の浸水の件なんですけども、現在実施しています大町排水路浸水対策事業に一部取りかかっているところもございます。それと、この事業が完成しましたら解消できるものと考えてございます。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業次世代人材投資資金につきまして、こちらは新規交付対象者1名を申し込みがありましたときのために計上しているものでございまして、これにより県の補助金を要求しております。

また、議員ご指摘のように、29年度補正におきましては、実施額がゼロでございましたので、減額補正をさせていただくようになっております。

国・県ともに、農業次世代人材投資ということでPRをいたしておりますが、年

間、数件の問い合わせはあるものの、実際の農業運営、農業を運営する、経営するという点につきましては、なかなかハードルが高いようで、実際の申し込みに至っていないところです。今後とも国・県とともに努力してまいります。

次に、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業の委託料、こちらの委託料の予算の計上につきましてお答えさせていただきます。

寄附金を見込み額200万円、これを想定して、それに対する返礼事業委託料50%の100万円、それから、商品の交換サイト、これの月額支援業務、これが年間で4万9,000円、これをあわせて計上させていただいております。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 公共施設の早期供用開始、また完了予定ということでございますが、下水道事業につきましては、計画的に事業認可を取得し、整備をしております。また、工事の完了につきましては、平成42年を予定しております。

供用開始につきましては、工事完了後、速やかに行っており、今後も速やかに行っております。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 外国青年の小学校へどのようなローテーションでということにつきましては、小学校への外国青年の配置は2学期からとなります。今後、各校のカリキュラムや学級数等を考慮し、より有効に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 船戸山古墳の整備についてお答えをいたします。

この整備につきましては、2つの観点がございます。1つは、全体の整備、もう1つは所有者の管理ということでございます。市では所有者の管理の責務から、古墳の保護と安全面の確保のため、立入防止柵の設置を実施してまいります。

なお、全体の整備につきましては、先ほどの答弁と重複しますが、船戸山古墳は、岩出市と和歌山市の2市にまたがっております。さらには、県指定であるということ、この2つの観点から、和歌山県が関係機関と調整して検討していくことになります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。私は、今、理美容についても、ふるさと納税についても、次世代農業の取り組みについても、やはり岩出市の積極的な市民

サービス向上に向けての取り組みが欠けているのではないかなど。

やはり積極的に、こちらから求めていくと、そういうサービス提供していくということが大切であるということ常々、私、兵庫のほうへ理美容のことで訪問して、その方と接触したんですけども、特養とか、そういう施設へ行けば、女性の方が髪の毛が坊主のまま療養されているということをお聞きして、こちらから訪問して、そのところで美容をしてあげると。その補助制度を利用して、活用していくと。そういうような取り組みをしていく必要がある。

受け身で、市民の皆さんが言うてきたから、それに対してやってあげようという、こういう岩出市の行政じゃなくして、市みずからこういう取り組みがありますよと、それを多く宣伝をしていって、活用してもらおうと。そういう基本姿勢が欠けているのではないかなど強く思うところであります。そういう点については、この本年度予算について、もっと岩出市のほうでも考えていただきたいな、そのことを思っております。

その他あるんですけども、一応それだけ苦言を申して、30年度の予算案については、質疑を終わりたいと思います。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほどの理美容につきましても、利用者さんのことを考えてということですが、先ほども申しましたように、介護保険制度の充実ということで、デイサービス等で、実際にそこに行って理美容を受ける方がふえてきております。また、自宅にも訪問して受けるサービスも充実してきております。ここに市としてやっているのは、寝たきりの方で、どうしても在宅、理美容ができない方ということですが、やはりカットした後に、そのまま頭を洗ってきれいにしたいとかというような家族さんのお気持ちもありまして、実際にデイサービス等で理美容を受けて、そのまま入浴して、洗髪してということで、そういった希望の方がふえてきたということで、実際に希望者がなく、実績もなかったという状況でありますので、市としましたら、そういう取り組み、必要な方への市民サービスの取り組みを低下しているというわけではありませんが、必要性の高いものと、これについては利用者さんの希望によってというものでは、この分については希望がないということで廃止と考えております。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質疑でございます。

今、理美容のことについて、代表して、長寿介護課長が申しましたけれども、総務部長として申し上げさせていただきます。

先ほどの答弁とダブるところでございますけれども、予算組みにつきましては、引き続き市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、健全財政の堅持をこの軸として予算編成に取り組んでまいりました。

その中で市民サービスの話も尾和議員されておりましたけれども、予算編成に際しましては、防災・災害対策、それから浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上、これに重点を置いた予算計上をさせていただきます。ご理解よろしく願います。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業次世代人材投資事業につきまして、お答えさせていただきます。

積極的な姿勢ということでございますが、一応、こちらのほう、国の定めた補助事業でございまして、この要件、45歳未満で独立自営就農する認定新規農業者、その他農地法の制限等もございます。こういった枠組みの中でしていきますので、積極的に取り組んでまいりますが、やはり就農していただく若い世代の方の意識、それを盛り上げていくというのは大変だと思いますので、それにつきましては、国・県と一緒に取り組んでまいります。

○吉本議長 続きまして、議案第32号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第32号について、水道予算についてお聞きをしておきます。

営業費用の縮減方針についてどうか。

それから、給水減の取り組みについてはどうか。

このところについては、大衆食堂の地下水利用についての課税というのかな、それについてはどうなのか。

それから、耐震関連への取り組みはどうか。残率を求めたいと思います。

それから、毎日当番委託料に関して、業者名と何人体制でしているのか。

負担金の件数及び各金額、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 まず、水道予算についての1点目でございますが、営業費用の縮減方法といたしましては、効率的な施設の運転と維持管理に努め、コストの

縮減を図ってございます。

続きまして、2点目の給水減への取り組みということでございますが、給水減への取り組みにつきましては、給水戸数は増加しているものの、節水機器の普及や核家族化により、1件当たりの使用水量が減少し、給水収益についても減少してございます。健全な経営を維持するよう維持管理コストの削減等に取り組んでございます。また、今後も給水減による使用量の減少が進んでいくと予測される中、できる限りのコスト縮減に取り組んでまいります。安全な水道水の安定供給を図っていく上で、料金体系も含めて検討していく必要があると考えております。

負担金の件数及び各金額についてでございますが、加入負担金につきましては、口径13ミリが215件で4,644万円、口径20ミリが11件で831万6,000円、合計226件、5,475万6,000円でございます。

施設分担金につきましては、開発面積による過去の実績を勘案して3,000万円を計上してございます。

以上です。

○吉本議長 上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員のご質疑の耐震管路への取り組みはどうか、残率を求めるについて、ご回答いたします。

水道管の耐震化については、現在の耐震基準に適合した管材において整備を行っております。未耐震化率については、平成28年度末において、63.7%となっております。

続きまして、毎日当番の委託料に関して、業者名と何人体制かについてであります。

委託先については、岩出市管工事業協同組合に委託しております。平成29年度実績では、10業者と連絡体制を構築いたしております。平成30年度においても、岩出市管工事業協同組合での委託を想定しております。

続きまして、負担金の件数及び各金額についてでございます。

資本的支出の工事負担金の件数は2件で、県道和歌山打田線、JR和歌山線高塚踏切上水道管布設工事に伴うJR西日本への委託工事負担金として6,000万円と、県道岩出野上線JR跨線橋水道管添架負担金として、和歌山県への負担金17万3,000円でございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 営業費用の縮減方針についてですが、一昨年、動力費については取り組みをされて大幅な削減をされたという理解しておりますが、やはり動力費をいかに減らしていくのか、ここら辺についての目標設定、再度お聞きをしたいと思います。

それから、給水減に伴ってということなんですが、水道関係でいうなら、個人名を上げて申しわけないんですが、川辺の湯と幸の湯が地下水を利用して、フルに利用しているということがあります。これは一方で、関係ないよという側面もあるかと思うんですが、やはり上水道を使っていたかということになれば、ありがたいなと思いつつ、地下水をくみ上げて使用しているわけで、ここら辺についての何らかの課税というんかね、そこら辺はやっぱり考える必要があるんじゃないなというふうに思っておるんですが、これについてお聞かせください。

それから、耐震管路については、まだ63.7%だということなんですが、100%に向けて取り組む計画をお聞かせください。

それから、毎日当番の件なんですが、これ紀の川市で、皆さんもご存じのように、汚職が発生しております。こういうことのないように、岩出市においても襟を正していただきたいことを最後に質疑の中でつけ加えておきます。ご答弁ください。

○吉本議長 質疑時間30分を経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、答弁願います。

○吉本議長 上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 まず、動力費の削減の取り組みなんですけども、できる限り、深夜の電気料金の安い時間帯に送水を送るように取り組んでおります。

続きまして、耐震化100%に向けての取り組みについてでございます。水道局では、アセットマネジメント計画を策定しておりまして、管路の更新計画においても、財政収支を見据えながら、50年計画の更新計画を立てているところでございます。

続きまして、紀の川市であったような事件に対しての取り組みについてでございますけども、岩出市においては、緊急を要する修繕等が発生した場合は、その事案を受けた担当者が、局長まで決裁報告をするように定めておりまして、その間において、係長であるとか、課長であるとか、多数の者が報告をチェックできる体制を整えていますので、紀の川市のようなことはないと考えております。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 給水減への取り組みについてでございますが、個別に名前も出たんでございますけども、幸の湯さんにつきましては、水道のほうも引いてご

ざいまして、井戸も引いておるんですけども、井戸が少ないときには水道を利用していただいたりとか、そういうふうな形で使ってございます。

給水減の取り組みにつきましては、水道局だけでどうこうできるという問題だけではございませんでして、岩出市全体としてのまちづくりの中で、道路であるとか、下水道の整備であるとか、住みよいまちづくりをつくっていく。そして、人口減少をできるだけ緩やかにしていくということが、給水減への1つの取り組みであると考えてございます。

それから、井戸水についての課税でございますけども、井戸水についての課税というのはございませんので。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第26号から議案第32号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第32号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員に、井神慶久議員、福山晴美議員、梅田哲也議員、田中宏幸議員、松下元議員、三栖慎太郎

議員、奥田富代子議員、増田浩二議員、以上8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第26号の審査につきましては、3月15日木曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第26号の審査につきましては、3月15日木曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について

日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について

○吉本議長 日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の件及び日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議の件までの発議2件を一括議題といたします。

発議第1号に対する趣旨説明を求めます。

松下 元議員、演壇でお願いいたします。

○松下議員 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月6日提出

提出者 岩出市議会議員 松下 元

賛成者 岩出市議会議員 玉田 隆紀

賛成者 岩出市議会議員 増田 浩二

賛成者 岩出市議会議員 福山 晴美
賛成者 岩出市議会議員 田中 宏幸
賛成者 岩出市議会議員 尾和 弘一

(提出先) 岩出市長

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

「岩出市の環境をまもる条例」は、自然を大切に、緑豊かで良好な環境を守り、かつ快適で住みよいまちをつくるため制定されており、今後とも快適な市民の暮らしを十分に守るべく、この条例をいま一步踏み込んで取り組んでいただくためにも、この意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、発議第2号に対する趣旨説明を求めます。

山本重信副議長、演壇でお願いいたします。

○山本副議長 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月6日提出

提出者 岩出市議会議員 山本 重信
賛成者 岩出市議会議員 玉田 隆紀
賛成者 岩出市議会議員 福山 晴美
賛成者 岩出市議会議員 田中 宏幸

本文の朗読は省略させていただきまして、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

国際万国博を大阪・関西が一丸となって開催することは、新たな産業のイノベーションや観光振興が期待できる等、広域にわたって大きな経済効果をもたらすとともに、世界に向けて、当岩出市の存在感を示す機会となり、極めて大きな意義があるため、決議するものであります。

各議員におかれましては、趣旨をよく理解いただきまして、ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたします。

お諮りいたします。

次の会議を3月19日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月19日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(15時35分)